

「知的財産推進計画2014」本文

はじめに

重要施策

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進
2. 職務発明制度の抜本的な見直し
3. 営業秘密保護の総合的な強化
4. 国際標準化・認証への取組
5. 産学官連携機能の強化
6. 政府が中心となった人財育成の場の整備

第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

1. 中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財活動支援

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備
2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

1. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携
2. 模倣品・海賊版対策
3. コンテンツ人財の育成

はじめに

2013年6月、知的財産戦略本部は、「知的財産政策ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定した。また、ビジョンのエッセンスは「知的財産政策の基本方針」として閣議決定されるとともに、その一部の施策は、現政権が掲げる経済政策「3本の矢」の一つである「日本再興戦略」にも反映されており、知的財産政策は我が国の産業競争力の強化に当たっての重要な取組の一つとして位置付けられているところである。

「知的財産政策の基本方針」においては、知的財産戦略本部がその設立から10年の節目を迎えたことを機に、これまでの取組を振り返るとともに、世界最先端の知的財産システムを構築するため、以下の3点を目標として設定した。

- ①他国からユーザーやイノベーション投資を呼び込む魅力ある知財システムを構築する
- ②我が国の知財システムをアジア等新興国のスタンダードとする
- ③創造性と戦略性を持ったグローバル知財人財を継続的に輩出する

これらの目標に向けて、ビジョンにおいては以下の4分野を政策の柱として、今後10年程度の中長期を見通した知的財産分野の政策課題と取組をまとめた。

- 第1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
- 第2 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援
- 第3 デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
- 第4 コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

知的財産戦略本部は、2013年10月に「検証・評価・企画委員会」を設置した。同委員会は、知的財産政策についてのPDCAサイクルを確立することが肝要であるとの認識に立ち、ビジョンに盛り込まれた施策のうち、特に重要な12の項目を抽出し、精力的に検証・評価を行った。知財推進計画2014は、検証・評価・企画委員会における議論をベースに取りまとめたものであり、今後の知的財産推進計画の策定に当たっても、同委員会における議論を中心にPDCAサイクルを回すことを通じて、ビジョンに掲げられた一つ一つの施策が、強力かつ着実に推進していくことが期待される。

同委員会は、「検証・評価」にとどまらず、知的財産政策を巡る経済社会情勢の変化も踏まえ、施策の拡充と深化の視点からも議論を行った。

企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの深化に伴い、特許権と営業・技術秘密を適切に使い分けて企業価値の最大化を目指すオープン・アンド・クローズ戦略の重要性が、企業のトップを含む経営層に浸透する中で、知的財産に関する国際紛争の激化や大規模な営業秘密・技術流出事案の発覚、TPP等の経済連携協定の動きは大いに社会の耳目を集め、産業競争力の観点から知的財産政策の質を一層高めることの必要性が認識されたところである。

また、2020年の東京へのオリンピック・パラリンピックの招致や、和食のユネスコ無形文化遺産への登録が決定したところであるが、こうしたイベントなどは、我が国のソフトパワーを世界に発信する絶好の機会であり、このために必要となるコンテンツを巡る法制度の見直しや政策資源の重点的な投入についても、果敢に取り組んでいかななくてはならない。

一方で、昨今のIT化の進展に伴い、産業競争力を考える上で技術とコンテンツが密接に関与する場面が増えており、知的財産政策に関しても、産業財産権と著作権といったような従来の政策分野の分類法を越えた視点で、科学技術政策や文化政策、IT政策との融合を図りながら、検討を進めるべきである。

同委員会においては、以上述べたような情勢認識に立ち、新たな課題の掘り起こしや施策について議論を行ったところであるが、とりわけ、関係各省・機関等に横串を刺して有機的に連携させることや、個別省庁では施策の推進が難しい政策課題について担当省庁を後押しするような取組が必要と判断された以下の5つの項目については、同委員会の下に設置したタスクフォース等において、「知財本部における最重点5本柱」として議論を展開した。その概要は以下のとおりである。

1. 職務発明制度の抜本的な見直し

前述のとおり、企業における特許権の扱いは、オープン・アンド・クローズ戦略における重要な要素であり、とりわけ、企業における職務上の発明については、産業競争力の強化の観点から、発明者帰属となっている現行の職務発明制度を見直すことがビジョンに盛り込まれた。

これを受けて、制度官庁である特許庁を中心として、職務発明制度に係る特許を受ける権利の帰属や対価請求権の在り方について議論が行われているところであるが、知的財産戦略本部としても、企業の経営層や一線の研究者双方から意見を聴取し、また、本件についての企業や研究者の認識に係るデータなど、議論の前提となる事実関係の定量・定性的把握を慫慂するなどして、制度官庁における議論の加速化を促した。

2. 営業秘密保護の総合的な強化

企業における営業秘密の扱いも、オープン・アンド・クローズ戦略における重要な要素である。企業等の競争力の源泉となる知的財産について、営業秘密として企業の内部に秘匿しブラックボックス化し、特許権と戦略的に使い分けることの重要性が浸透してきている。こうした中、日本企業からの営業秘密・技術情報の流出が明るみに出るケースが増えていることから、こうした秘匿化した営業秘密・技術情報の保護強化について、官民が一丸となって取り組む必要があるとの認識に立ち、官が取り組むべきこと、民が取り組むべきこと、官民が協力して取り組むべきことを精力的に議論した。

3. 中小・ベンチャー企業や大学の海外知財活動支援

中小・ベンチャー企業等は我が国の産業競争力の源泉であり、近年ではその優れた技術力を武器に、国内のみならず、新興国を中心として海外展開にもチャレンジする企業が現れてきている。海外展開に当たっては、知的財産により競合企業との差別化を図り、その競争力を維持・強化するための知的財産マネジメントがより重要となってくる。しかしながら、多くの中小・ベンチャー企業等においては、知的財産マネジメントに対する理解が不十分であり、また、人財や資金、情報の収集が決定的に不足しているというのが現状であることから、海外に進出した企業における失敗事例などを具体的に研究しつつ、課題を正確に把握し、その上で、中小・ベンチャー企業等が海外展開していくに当たっての知的財産面からの活動支援の在り方について精力的に議論を行った。

4. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携

少子高齢化などを背景に趨勢的な人口減少が免れない社会情勢を前提とすると、国内におけるコンテンツ市場は早晚成熟し、コンテンツ産業は、その生き残りのためには海外に活路を求めるべく、「輸出産業化」していかなければならない。

国内で売れたコンテンツは翻訳を付ければ海外でも稼げるといった戦略から決別し、海外で売れるためにはどういうコンテンツを製作することが必要かといった切り口から、国ごと、また、コンテンツごとの徹底した市場分析を行うといったマーケティングを本格化しなければならない。また、国内における製作の段階で、あらかじめ海外展開も視野に入れた著作権等の権利処理を円滑に済ませておくことなどを併せて行うことにより、コンテンツの海外展開を促進し、海外にお

ける日本のコンテンツの需要層の裾野を一層拡大していくことが必要である。

コンテンツは、グッズなどの周辺産業との連携、さらにはコンテンツによる日本ブランドの構築を通じた製造業・サービス業等の他産業への波及効果が期待できる産業である。株式会社海外需要開拓支援機構（以下、「クールジャパン機構」という。）や放送コンテンツ海外展開促進機構など、コンテンツ海外展開に関係する様々な支援制度・機関が官民の協力により立ち上げられており、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催も決まり、我が国のコンテンツを海外に売り出す環境・気運は大いに盛り上がっている。こうした機運を捉えて、コンテンツを巡る法制度の見直しや政策資源の重点的投入についての議論を加速化する必要がある。

以上述べたようなコンテンツ国際展開のモデルケースとして、音楽産業に焦点を当てて重点的に議論を行った。音楽産業は、国内市場の縮小や、配信ビジネスの登場による市場構造の変化を受け、海外展開への取組が喫緊の課題となっているからである。音楽産業の国際展開に係る課題と取り組むべき施策を整理するとともに、その結果を他のコンテンツ分野へと横展開していくための方策についても検討を行った。

5. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

我が国が有する文化資源を適切な形で蓄積し、整備することは、新たな産業や文化創造・教育の基盤となる知的インフラの強化に貢献するものである。また、我が国の有する文化資源を効果的に海外に発信することは、海外における日本ブランドを構築し、最終的には海外からの観光客誘致などインバウンドへともつながる一連の経済的な効果を実現する役割も期待することができ、この観点からもアーカイブの整備が求められるところである。

しかしながら、一部の文化資源については、その滅失が懸念されており、また、財政的な制約等により継続的なアーカイブ化が実現していないという課題がある。このような観点から、文化資源の蓄積・整備、利活用が好循環を産みだすための効果的なアーカイブ化の構築のための方策や、限られた政策資源を前提として、どの分野のアーカイブ化を優先して取り組むべきかといった点を中心に議論を行った。

上記の「知財本部における最重点5本柱」に関しては、知的財産戦略本部が、その司令塔としての機能をしっかりと発揮することで、引き続き関連する取組を

牽引していくことが期待される。

知的財産戦略本部においては、ビジョンに盛り込まれた個々の施策について、継続的に進捗状況を確認し、ビジョンを踏まえた毎年度の行動計画を更新していくこととするが、ビジョン策定の２年目の行動計画である知的財産推進計画２０１４においては、上記の「知財本部における最重点５本柱」を中心として、これらを含む１２の主要政策課題を取り上げ、施策の展開を深掘りし、かつ、加速化させることとしたい。

第 1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進

(1) 現状と課題

《迅速な特許審査に向けての取組》

特許権の早期確定は、革新的技術の独占的实施による市場優位性の確保、重複研究の排除による研究開発効率の改善など、革新的技術を武器としてイノベーションに取り組む我が国の中小・ベンチャー企業やトップランナー企業の競争力強化にとって重要な取組である。

こうした観点から、我が国の知的財産政策の中で、特許審査の迅速化・効率化は最重要課題の一つであったところ、2013年度末には特許出願後の審査請求から一次審査通知までの期間を11か月とする政府目標を達成した。

他方、特許庁のアンケート調査によれば、特許審査の迅速化については、審査請求から最終審査結果取得までの期間を重視している旨の意見も多く寄せられているところであり、こうしたユーザーのニーズにも十分応える必要がある。

【審査のタイミングに関してどのようなニーズがあるか】¹

	件数	割合
1 一次審査結果取得のタイミングをさらに早くするニーズがある。	92	17.7%
2 一次審査結果取得の現在のタイミングに満足している。	243	46.6%
3 一次審査結果取得のタイミングを遅くするニーズがある。	72	13.8%
4 最終審査結果取得のタイミングをさらに早くするニーズがある。	135	25.9%
5 最終審査結果取得の現在のタイミングに満足している。	186	35.7%
6 最終審査結果取得のタイミングを遅くするニーズがある。	62	11.9%
7 早期審査、スーパー早期審査は不要。	14	2.7%
無回答	17	3.3%
回答者数	521	100.0%

【一次審査結果取得タイミングと最終審査結果取得タイミングのどちらを重視するか】²

	件数	割合
1 一次審査結果取得のタイミングを重視する。	108	20.7%
2 最終審査結果取得のタイミングを重視する。	199	38.2%
3 一次審査結果取得のタイミング、最終審査結果のタイミングをともに重視する。	200	38.4%
無回答	14	2.7%
回答者数	521	100.0%

《審査・権利の「質」を高めるための取組》

¹ 平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「適切なタイミングでの権利取得のための特許制度の在り方に関する調査研究」第52頁

² 同上第53頁

革新的技術を適切に特許権として保護するためには、特許権の「質」を高める、すなわち、特許権が、後に覆ることのない「強さ」、発明開示に見合う「広さ」、そして事業で活用するための「有用性」を備えている必要がある。

一般的に、「広い」特許権を設定すると無効理由を有する蓋然性が高くなるころ、「強さ」と「広さ」を兼ね備えるためには、国内外の先行技術文献調査が十分になされた上で、条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査がなされることが必要である。また、特許権が「有用性」を備えるためには、事業戦略に照らした上での権利化が行われる必要がある。

「強く・広く・役に立つ特許権」の付与へ取り組むと同時に、中小・ベンチャー企業及び大学といったユーザーの実情を意識した特許審査サービスを強化し、技術の特許化の「裾野」の広がりを図るべきである。

《知財システムの国際化に向けての取組》

我が国企業の海外における事業展開を知的財産面で支援するためには、新興国における知財システムの整備や、我が国知財システムの新興国への普及・定着が必要である。また、我が国特許庁の質の高い審査結果を世界に先駆けて発信し、海外の審査での活用を促すことも求められる。

そのためには、審査官の中長期派遣などを通じて他国との審査プラクティスの調和を促進することに加えて、国内審査において、「強く・広く・役に立つ特許権」を迅速に付与することが必要である。

以上のように、世界最速・最高品質の特許審査を実現し、我が国の知財システムの国際化を図るため、審査官の維持・確保も、引き続き重要な課題となる。

（２）今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、今後１０年間で、一次審査までの期間の更なる短縮とともに、権利化までの期間を半減させ平均１４か月以内とし、併せて、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により、高品質化を促進し、日本で特許を取れば、その審査結果が海外の審査でも通用し、海外でも強い権利を速やかに取れるような知財システムを実現し、加えて、我が国知財システムのグローバル化を加速する一環として、米国の国際特許出願を対象として我が国が一次審査を行うことを検討すべきであり、これらを実現するためにも、任期

付審査官の確保を始めとする特許審査体制の整備・強化を行う必要がある。

このような認識の下、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（「世界最速・最高品質の特許審査」の実現と審査結果の発信）

- ・ 出願審査請求から特許の「権利化までの期間（出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。）」を、今後１０年以内（２０２３年度まで）に２０１２年の水準から半減（平均１４か月以内）するとともに、「一次審査通知までの期間」を更に短縮し（現在１１か月を平均１０か月に）、併せて、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与すべく特許審査の質の維持・向上を行うため特許庁の審査体制の更なる整備・強化を行うことにより、質の高い審査結果を海外へ早期に発信する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 「特許審査の品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」を策定するとともに、２０１４年３月に策定された「特許審査に関する品質ポリシー」及び当該品質マニュアルに沿った体系的な品質管理を実施する。意匠・商標についても、品質ポリシー及び品質マニュアルを策定し、それらに沿った体系的な品質管理を実施する。（短期・中期）（経済産業省）

（中国・韓国語文献の検索システム）

- ・ 全世界の特許・実用新案出願数約３１８万件（２０１２年）のうち約５割を占める中国・韓国の出願の調査について、企業等を始めとする知財システムのユーザーの利便性を高め、負担を軽減するため、日本語で中国・韓国語文献を検索できるシステムの整備を加速する（２０１５年１月稼働目標）。（短期）（経済産業省）

（審査・審判サービスの強化）

- ・ 地域における知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的ニーズを踏まえ、出張面接審査・地方面接審理・巡回審判やテレビ面接の活用、地域への審査官の短期・中長期の派遣など、地域の企業及び大学等に対する審査・審判サービスの強化を図る。（短期）（経済産業省）
- ・ 審査官の意図がより良く伝わるように拒絶理由通知書等の記載様式の見直し及び文例の作成・充実化を図るとともに、面接等を活用することで、出願人との意思疎通を深める。（短期）（経済産業省）
- ・ 現行特許審査基準を見直し、国内外のユーザーなどにとって分かりやすい特許審査基準を策定する。（短期）（経済産業省）

(出願手続の統一化及び簡素化)

- ・ 各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」及び「商標法に関するシンガポール条約」への加入を視野に入れ、特許及び商標の国内出願手続の見直しの検討を行うとともに、意匠制度の手続面の国際調和を目指し、各国知的財産庁等への働き掛けを行う。(短期・中期)(経済産業省、外務省)

(画像デザインの意匠法による保護)

- ・ 事業者のクリアランス負担を軽減すべく、運用面のインフラ整備を進める。これを前提とし、関係する産業界から広く参画を得つつ、画像デザインの意匠の保護の在り方を検討する。(短期)(経済産業省)

(事業戦略に対応するタイムリーな権利保護)

- ・ 「強く・広く・役に立つ特許権等」を適時に付与可能とするため、企業の事業展開のタイミングに合わせて事業に関する複数分野の特許出願、意匠出願、商標出願を一括して審査・権利化する、事業戦略に対応したまとめ審査の改善の検討と更なる周知を図り、利用を促進する。(短期)(経済産業省)

(特許権の安定性の向上)

- ・ 審査の質を向上させる取組の更なる拡充を図るとともに、特許の安定性に関する調査研究結果を踏まえつつ、実態の分析を行うなど、特許権の安定性を高める制度の在り方について検討を進める。(短期)(経済産業省、法務省)

(権利行使の在り方)

- ・ 権利行使の実態の調査や、国内外における裁判例や議論などを踏まえ、適切な権利行使の在り方について引き続き検討する。(短期)(経済産業省)
- ・ 標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに関する国際ルール形成に積極的に関与する。(短期)(総務省、経済産業省)

(紛争処理機能の在り方の検討)

- ・ 知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁による解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解などの知財紛争処理システム全体について、他国における制度などの調査を行い、広く発信する。(短期)(法務省、経済産業省)

(新興国との連携・協力の推進)

- ・ 新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人材育成プログラムの提供、短

期・中長期の審査官・審判官派遣、審査結果・審査基準の発信強化など、意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメイドな連携・協力を進める。（短期・中期）（経済産業省）

（国際出願の一次審査の対象国の拡大及び利用の促進）

- ・ 日本特許庁の審査結果のグローバル発信力を一層強化するため、英語による国際出願の一次審査の対象国の拡大を推進するとともに海外ユーザーの利用を促進する。（短期・中期）（経済産業省）

（特許審査ハイウェイの運用改善及び拡大）

- ・ 海外展開を図る我が国企業が各国で早期に権利取得可能とするため、ユーザーズを踏まえ、申請要件など特許審査ハイウェイの標準化を推進するとともに、特許審査ハイウェイの拡充を図る。（短期）（経済産業省）

（知的財産関係法令等の海外発信）

- ・ 経済のグローバル化に対応したビジネス環境の整備、日本企業が海外に進出する際の進出先への情報提供などのため、日本の知財関係法令の迅速かつ高品質な翻訳を実現できる体制を構築する。（短期・中期）（法務省）
- ・ 日本の主要な知財関係裁判例のグローバル発信力の充実に引き続き期待する。

2. 職務発明制度の抜本的な見直し

(1) 現状と課題

職務発明制度については、従業者がなした職務発明に関する特許を受ける権利が発明者たる従業者に原始的に帰属することを前提に、現行特許法第35条により、発明者から使用者に権利を譲渡する場合には使用者には相当な対価を払う義務がある。これに対し、昨年6月策定したビジョンにおいては、産業競争力の強化に資する観点から、例えば法人帰属や当事者の契約に委ねる方向で抜本的に見直すべき旨示されたところである。

ビジョンの指摘を受けて、特許法を所管する制度官庁である経済産業省（特許庁）を中心として、有識者による研究会や産業構造審議会知的財産分科会において鋭意検討が行われているところであるが、こうした制度官庁の検討を支援し、議論の加速化のため背中を押すため、知的財産戦略本部としても、知的財産戦略担当大臣主催の「イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ」を開催し、現役の研究者を含む各界の著名な有識者をゲストスピーカーとして招請の上、イノベーション促進のための職務発明制度の在り方に関する意見を聴取するなどして、職務発明制度の見直しに当たってのポイントとして、以下の3点の提言をまとめたところである。

《産業界の発明インセンティブ確保の重要性》

第1のポイントは、産業界が発明のインセンティブ確保にしっかり取り組むことを前提として初めて法人帰属ないし当事者の契約に任せるという制度設計が可能となるということである。

法人帰属等にしてしまうと発明者の研究意欲を削ぐことになりかねないのではないか、という疑問に対しては、ワーキンググループにおいて、企業側からも研究者側からも、対価請求権に代表される金銭や報酬のみがインセンティブになっているわけではなく、むしろ、処遇であるとか、研究の自由度であるとか、予算であるとか、いわゆる研究開発環境をいかに向上させるかが、決定的に重要であるとの意見が出された。

また、企業の側からは、発明者帰属のままでは海外企業が研究開発拠点を日本から撤退させてしまうのではないか、という疑問について、職務発明制度の問題だけが研究開発拠点の動向を左右するというわけではないが、職務発明に係る対価請求権の算定が最終的には裁判所の判断に委ねられるという、現在の特許法の

立て付けが、企業の予測可能性を低下させることから、企業が研究開発拠点を日本に置くことに対する1つのマイナス要因となっているという指摘があった。また、発明がチームによってなされることやイノベーションへの貢献において研究開発以外の要素が大きくなっていることなど、現代の企業におけるイノベーション環境が大きく様変わりする中、特許法の立て付けが、この環境変化に対応していない可能性があるという指摘もあった。

法人帰属や当事者の契約に委ねるとするなど職務発明制度を見直した場合、産業界において、従前以上に研究者の処遇環境や研究開発インセンティブを向上させるための方策やメニューを工夫して、具体的かつ分かりやすく示して、しっかり取り組むことがますます重要となる。すなわち、産業界が発明のインセンティブ確保にしっかり取り組むことを前提として初めて法人帰属ないし当事者の契約に任せるという制度設計が可能となると考えられる。

この点については、日本経済団体連合会から「職務発明の法人帰属化に向けた声明」（2014年2月18日）が出され、「法改正により法人帰属となっても、従業員の発明に対するモチベーションの維持・向上のため、企業は、今後との発明者の貢献に対する評価と処遇を、各社の規則に基づき適切に講じていく」旨が表明されたところである。

《柔軟な制度設計の必要性》

第2のポイントは、大学の研究者や企業のいわゆるスーパー研究者に配慮した柔軟な対応が可能となる制度設計とすることである。

ワーキンググループでは、企業における研究者とともに、大学の研究者からも意見を聴取した。企業と大学とでは、資金、施設、サポート体制などイノベーション環境において顕著な相違があり、また、大学の方が企業に比べて発明の属人性が大きいとの指摘があった。また、仮に法人帰属等とする場合であっても、企業内研究者のうちノーベル賞級の研究業績をあげるスーパー研究者に対しては、制度上特段の配慮をすべき旨の指摘があった。

こうした指摘を踏まえ、仮に法人帰属等とする場合であっても、大学における研究や、企業において極めてインパクトの大きい発明を生み出すスーパー研究者に配慮した柔軟な設計とすることは、我が国のイノベーション環境の維持向上の観点から重要である。

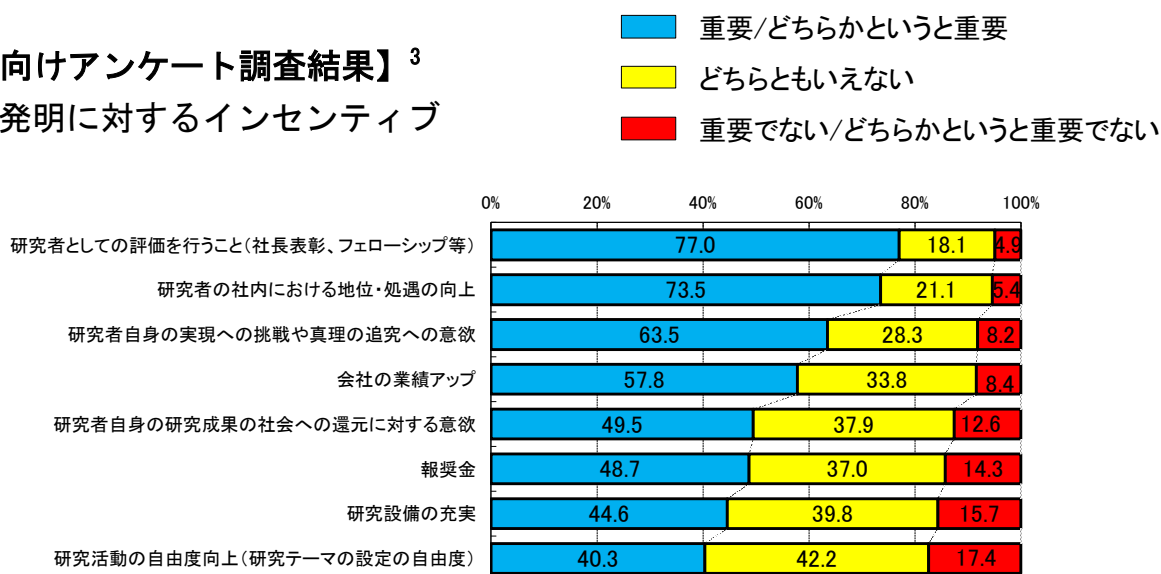
《基礎的なデータ収集の必要性》

第3のポイントは、研究者のインセンティブ等に関する基礎的なデータを収集し、これに基づいた検討が必要であるという点である。

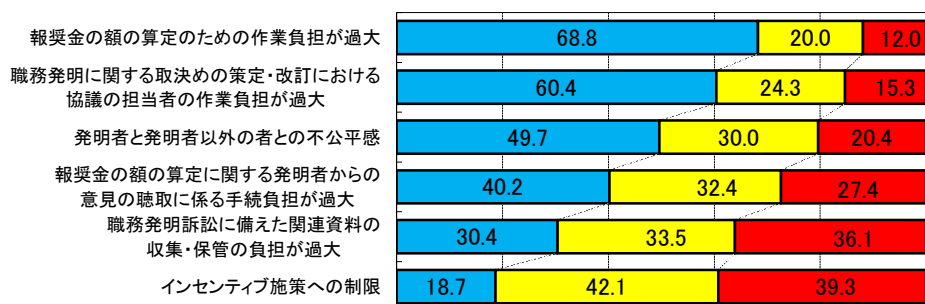
基礎的なデータ収集が必要であるとのワーキンググループの指摘を受けて、特許庁において企業及び研究者に対し大規模なアンケート調査を実施した。その概要ポイントは以下のとおりである。

【企業向けアンケート調査結果】³

職務発明に対するインセンティブ



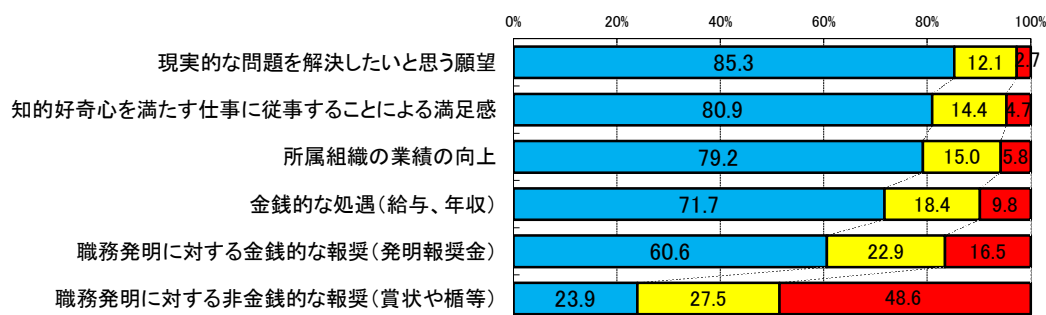
職務発明に関する運用



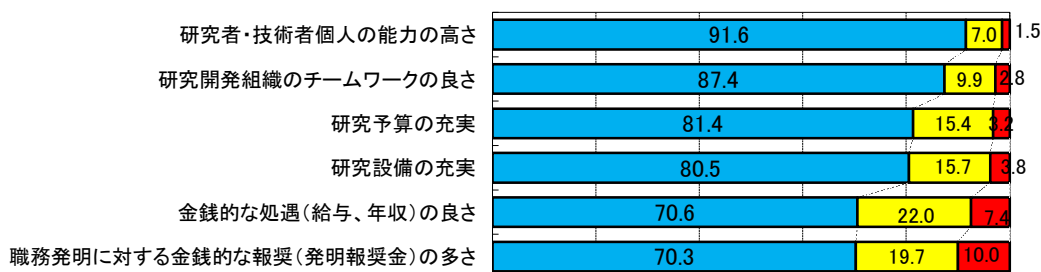
³ 出典：産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（第1回）配布資料4

【研究者向けアンケート調査結果（日本企業）】⁴

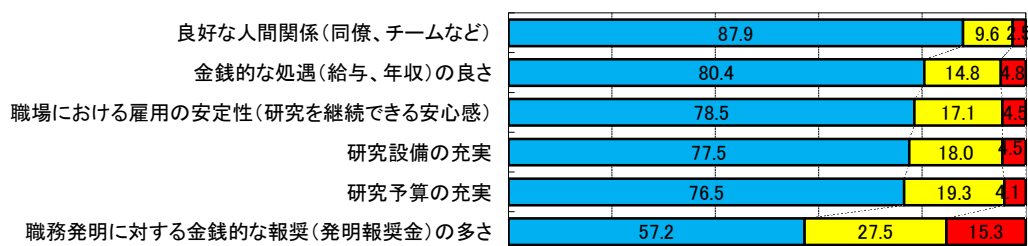
研究開発を行う上で重要と思うこと



組織が優れた発明を生み出すために重要と思うこと



組織に勤務し続ける上で重要と思うこと



（２）今後取り組むべき施策

職務発明制度の在り方について、特許庁において２０１３年度に実施した調査⁵において収集した海外における職務発明制度の内容や判例等の情報、企業向けアンケート調査結果や、研究者向けアンケート結果等の客観的資料に基づき、例えば、法人帰属や使用者と従業者などとの契約に委ねるなど、研究者の研究

⁴ 出典：産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（第１回）配布資料４

⁵ 出典：平成２５年度 経済産業省特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「企業等における特許法第３５条の制度運用に係る課題及びその解決方法に関する調査研究報告書」、「職務発明に関する各国の制度・運用から見た研究者・技術者等の人材流出に関する調査研究報告書」

開発活動に対するインセンティブの確保と企業の国際競争力・イノベーションの強化を共に実現できるような制度設計をすべく、産業構造審議会知的財産分科会での議論を加速化させ、今年度（2014年度）のできるだけ早い時期に、法制度上の措置を講ずることの必要性も含め、結論を得る。（短期）（経済産業省）

3. 営業秘密保護の総合的な強化

(1) 現状と課題

国際技術競争がますます熾烈化する中、我が国企業がグローバル市場における競争力を強化していくためには、単に特許取得を目指すだけでなく、守るべき技術をしっかりと見極めてブラックボックス化していく方法も組み合わせ、いわゆる「オープン・アンド・クローズ戦略」を事業戦略に組み込むことの重要性が浸透しつつある。

また、新興国を始めとするグローバルな事業展開を背景に国際的な人財の流動性が高まっており、また、従来の「自前主義」の限界から組織の外部と内部の知識を有機的に結びつけるオープンイノベーションへの取組も進む中で、国内外の組織間で技術情報の開示・共有を適切な管理・保護の下で行うことや、漏えいが許されない技術を峻別し、しっかり保護していくことへの必要性が高まっている。

こうした中、ITの進歩や新興国の台頭を背景に、日本企業の技術が漏えいするリスクが深刻になってきている。最近では、大手鉄鋼メーカーの高機能鋼板の製造技術や大手エレクトロニクス企業のNAND型フラッシュメモリーの技術など、大型の技術情報の漏えい事案が顕在化しており、営業秘密漏えいを巡る象徴的な事例として、取り上げられているところである。

一方で、技術情報の漏えいは一般的に表面化しにくい性質のものであり、これらの大型技術流出事案は、実は氷山の一角であると考えられる。平成24年度に経済産業省が実施した委託調査「人材を通じた技術流出に関する調査研究」によると、回答企業約3千社のうち、人を通じた情報漏えいはないと回答した企業が全体の約70%あるものの、そのような回答をした企業のうちの約29%は漏えい防止措置を特に何もとっていないと回答している。⁶このことは、技術が漏えいしているのに気付いていない企業がかなりある可能性を示唆している。

以上のような営業秘密保護政策を巡る最近の情勢変化を踏まえ、知的財産戦略本部では、検証・評価・企画委員会での検討とともに、同委員会の下に営業秘密タスクフォースを設置し、精力的に議論を行った。同タスクフォースの議論を通じて浮かび上がっていた課題等を整理すると以下のとおりである。

○一口に漏えいと言っても、例えば、現役又はOB社員による金銭目的等の意図

⁶ 経済産業省委託調査「平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究報告書（別冊）」第50頁、第68頁

的な漏えい、退職者が自分の知識と企業の秘密情報の区分けができないことによる流出、合弁契約の不備や無理解によるパートナー企業への過度な情報提供、情報受領者が主体的に盗用を企画する場合など、様々なパターンが見られる。こうした漏えいパターン毎に、どのような手口で、なぜ漏えいが生じたのか、どうすれば漏えいに対処できたのかといった観点から検討・分析し、官民の取組レベルの向上に活かしていく必要がある。

○人を通じた海外の競業他社への流出が大きな問題としてクローズアップされているが、同時に、国内企業同士の漏えいケースがそれ以上に多いのが実態であり、その中には中小企業から大企業への漏えいなども含まれる。流出先の国の内外を問わず、営業秘密の適切な管理・保護に向けた取組について、人財の流動性の確保に留意しつつ、我が国産業社会の中で浸透・徹底させることが必要である。

○企業における営業秘密管理の実態について見ると、一部の企業においては進んだ取組が行われているものの、全ての秘密情報の区分や日常の実務への取組の組込みを行っている企業の割合は低く、依然として企業間の意識に差がある。これら企業の管理水準についてもばらつきがあるなど、企業側の管理面の課題も少なくない。とりわけ中小企業の営業秘密管理レベルの引上げに向けた取組の強化が必要である。

○そもそも漏えいの事実や可能性に気付いていないケースも多く存在するものと思われ、気付いたときには相当の期間が経過し、証拠等が消失しているケースも少なくない。漏えいが生じた際に刑事告訴や民事訴訟の対応を取った企業の割合も依然として小さく、法に基づく刑事罰による抑止力や民事救済が必ずしも有効に機能していない現状もうかがえる。こうした要因を分析し、その実態を明らかにした上で、漏えいの早期発見や迅速な事後対応に向けた官民の対応策を検討することが必要である。

（２）今後取り組むべき施策

これまで営業秘密保護強化については、法制度については不正競争防止法の累次の改正により、営業秘密侵害に対する刑事・民事の規定についての整備が図られてきた。また、営業秘密管理指針の整備と累次の改定作業により、民間の営業秘密保護の管理レベルの向上のための支援が図られてきた。

一方で、営業秘密タスクフォースで指摘された課題の解決のためには、国全体としての取組を抜本的に強化することが求められる。

すなわち、

- ・「技術情報など営業秘密の不正な取得や使用は断固として許さない」との国の姿勢を、国の内外にしっかりと発信すること
- ・「営業秘密の不正な取得や使用を行った者にはしっかりと刑事罰が科せられる」、「損害を与えた企業はしっかりと賠償しなければならない」という実態を積み重ねることにより、「不正漏えいは割に合わない」社会を構築することである。

こうした営業秘密漏えい防止に向けた取組は、官民のいずれかが先に対応すればよいというものではない。企業の秘密管理レベルの向上、刑事罰による抑止力、民事救済の充実という3つの視点から、①「国」による企業への支援や法制度の見直し、②管理体制の構築や有事の捜査当局への協力などの「企業」の取組、③その両者が協働することで更なる営業秘密保護強化を図る「官民連携」という三位一体での総合的な取組について、できるところから迅速に実行に移すという考え方のもと、強力に進めることが求められる。

以上の考え方に基づき、営業秘密の保護強化に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（営業秘密保護法制の見直し）

- ・ 我が国における流出の実態と課題に照らし、更に実効的な抑止力を持つ刑事規定の整備、実効的な救済（損害賠償・差止）を実現できる民事規定の整備を実現するため、その内容と実現スピードの適切なバランスを考えつつ、優先すべき事項から法制度の見直しを進めていく。例えば、刑事規定については非親告罪化や罰金の上限の引上げなど、民事規定については立証負担の軽減など、その他については水際措置の導入など、知財関連法制の範囲で検討できる事項については、早急に産業界のニーズや実態を踏まえ、次期通常国会への法案の提出も視野に、スピーディーに検討を進めていく。（短期・中期）（経済産業省、財務省、法務省）

（営業秘密管理指針の改訂）

- ・ 一部の裁判例等において秘密管理性の認定が厳しいとの指摘や認定の予見可能性を高めるべきとの指摘があることも視野に入れつつ、営業秘密管理指針において、法的に営業秘密として認められるための管理方法について、事業者にとってより分かりやすい記載とするよう改める。
- ・ 近年、漏えいの手口が多様化・巧妙化していることを踏まえ、企業の管理レベルのアップを促進するため、営業秘密管理指針の記述において、最新の手口や海外事例、ベストプラクティス等を反映するなど、内容の一層の充実化を図る。

- ・ 漏えい後における迅速な検知、訴訟対応を見据えた証拠確保、捜査機関との迅速な連携等についての記載や、中小企業等が直ちにアクションをとることができるよう、指針の構成や記載を実践的かつ分かりやすいものとする。
- ・ 以上のような方針に基づき、営業秘密管理指針の２０１４年中の改訂を目指し、早急に検討に着手する。（短期）（経済産業省）

（営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備）

- ・ 企業におけるオープン・アンド・クローズ戦略や営業秘密管理など総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進が求められる中、主に中小企業を対象にこうした取組をワンストップで支援するため、オープン・アンド・クローズ戦略等を指導する人材を確保しつつ、相談業務や原本証明、セミナー開催等の広報・教育活動等を行う体制を構築する。相談体制の構築に当たり、全国の知財総合支援窓口と連携した体制や、捜査当局との連携を含め、営業秘密漏えいの疑義がある案件についての対応方法の相談を行える体制とする。以上のような体制の構築を目指し、できるところから２０１４年度内に順次開始していくとの方針で検討を進めていく。（短期・中期）（経済産業省）

（官民の情報共有）

- ・ 産業界全体の実態把握と課題の抽出・情報共有や企業経営者に向けた啓発等を進めていくため、情報提供した企業が不利益を被らないような情報の匿名化・一般化が必要であることに留意するとともに、上記のワンストップ支援体制も活用しつつ、内外の漏えい事例やベストプラクティスなどの対策事例の情報の共有を可能とするための官民連携を進める。他方、政府においても、諸外国の漏えい実態や官民の対応策等についての情報等の企業との積極的な共有に努める。（短期）（経済産業省）

（捜査当局との連携）

- ・ 刑事罰による抑止力を高めるため、企業が全面的に捜査当局に協力した取組が促進されるよう、諸外国の事例も参考にしつつ、我が国における企業と捜査当局との連携の在り方について早急に検討し、取組を進める。（短期）（経済産業省、警察庁）

（産業界の営業秘密保護の取組レベル向上）

- ・ 政府は、制度の見直しは企業の取組レベル向上なくしては実効性向上につながらないとの認識の下、上述の、営業秘密管理指針の改訂とその普及啓発、ワンストップでの相談・広報事業等を通じて、企業の取組レベル向上に向けた支援に努める。（短期）（経済産業省）

4. 国際標準化・認証への取組

(1) 現状と課題

わが国の技術力を事業の成功へとつなげるためには、各企業が特許等の権利化や営業秘密としての秘匿化との切り分け・組合せを考え、知的財産のオープン・アンド・クローズを戦略的に判断した上で国際標準化を進めていくことが重要である。

国際標準化戦略に関しては、知的財産戦略本部の下で7つの特定戦略分野についての「国際標準化戦略アクションプラン」の策定がなされ、現在、これを踏まえて各分野において官民協力した迅速・的確に国際標準化を先導する取組がなされているところである。

しかしながら、分野横断的な課題として、少数企業の先端技術や業界団体をまたがる融合技術の標準化を迅速に進められる体制になっていないとの課題や、中小企業に標準化活動の経験が不足していることにより優れた知財を十分活用できていないとの課題も残されているところである。

一方、我が国の認証体制については、欧米と比較して歴史が浅く、また個別の法律に基づく業種・分野ごとの硬直的なものとなっていると指摘されており、新たな産業分野において想定される様な認証への対応を柔軟に実施していける体制を整備する必要がある。

特に、ロボットやLED照明などの先端技術分野やスマートグリッドなどのインフラ関連技術分野など、今後の世界的な成長が期待され、また我が国の優位性を発揮できる新たな産業分野においては認証基盤の整備・強化に向けた取組が求められる。検証・評価・企画委員会においても、国際間の競争で日本が不利になる可能性のある分野と競争優位になる分野をしっかりと見極めることの重要性も指摘されたところである。

【新分野における認証例（生活支援ロボット）】⁷



（２）今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、国際標準化・認証への取組に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（国際標準化及び認証に関する戦略的な取組）

- 今後の世界的な成長が期待され、我が国の優位性を発揮できる新たな産業分野における優位性を維持しグローバル展開を支援する観点から、国際標準化に対する戦略的な取組を強化するとともに、国内の認証機関の強化や、海外の認証機関との連携など我が国認証機関の海外事業の促進などを通じて、国際的に通用する認証体制の整備を図る。（短期・中期）（経済産業省）

（特定戦略分野における国際標準化戦略の推進）

- 特定戦略分野（市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定）における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。（短期・中期）（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

（標準化制度の改革）

- 既存の工業会や団体の枠を越えた革新技術や融合技術に基づく迅速かつ円滑な標準化を可能とするために、国内標準（JIS）及び国際標準（ISO／IEC）の立案・審議に関する現行の標準化制度を改革する。（短期）（経済産業省）

⁷ 出典：知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（第3回）配付資料 資料3

(中小企業の標準化活動支援)

- ・優れた技術や製品を有しているが標準化活動の経験がない中小企業が、迅速かつ戦略的に国内外の標準化や認証獲得に取り組めるよう、情報提供、専門人財派遣、規格立案、国際交渉、認証取得等に関するフルパッケージの中小企業支援制度を構築する。(短期)(経済産業省)

(標準化に係る国際交渉を担う人財等の育成)

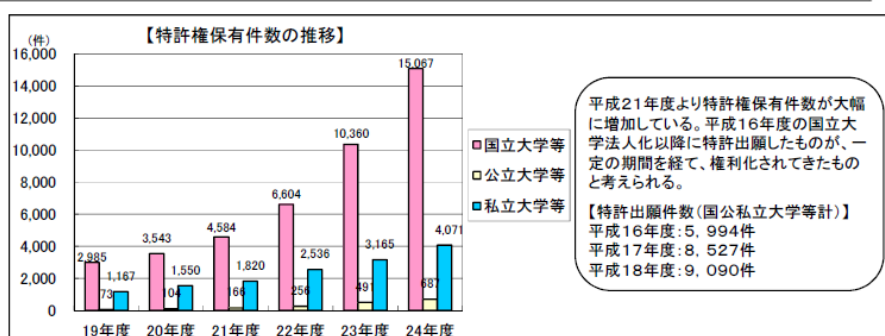
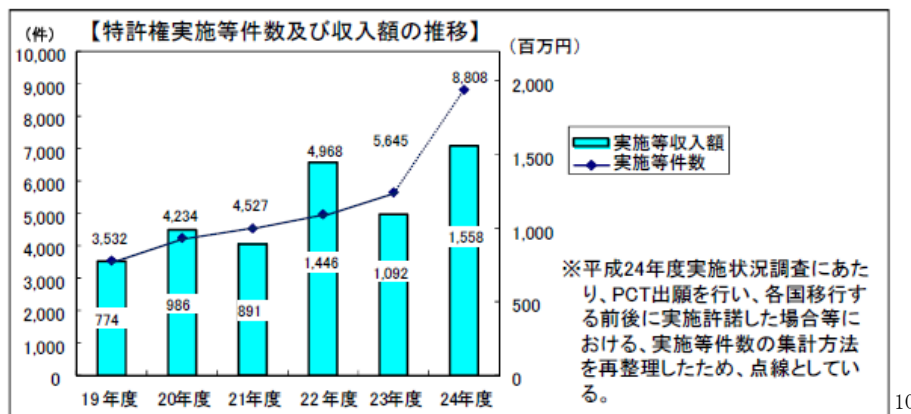
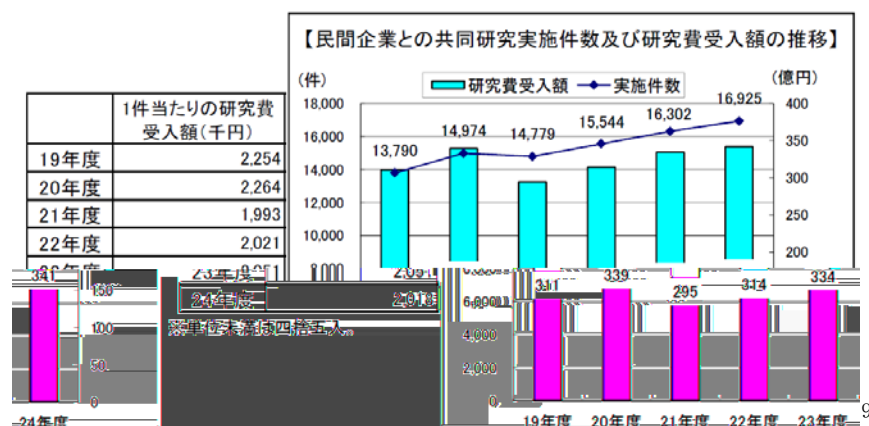
- ・現在わが国が90以上担っているISO/IEC専門委員会の幹事国数を引き続き増やしていくために、国際幹事や議長を担える人財を世代を越えて育成する方策を官民協力して構築する。また、官民協力の下、管理職、営業職、初任者など各層を対象として国際標準活用人財の育成を図るためのプログラムについて検討する。(短期・中期)(経済産業省)

5. 産学官連携機能の強化

(1) 現状と課題

＜産学官連携の現状＞

民間企業との共同研究の実施に伴う大学等への研究費受入額、大学等の特許権保有件数等は、いずれもここ数年増加傾向にある。しかしながら、特許権実施等件数は特許保有件数の約3割に留まり、我が国における平均的な特許権利用率の約5割⁸に比べると低調と言える。また、米国と比べると、産学連携による製品化件数は約4倍、ライセンス収入やベンチャー起業件数は10倍以上の開きがある。

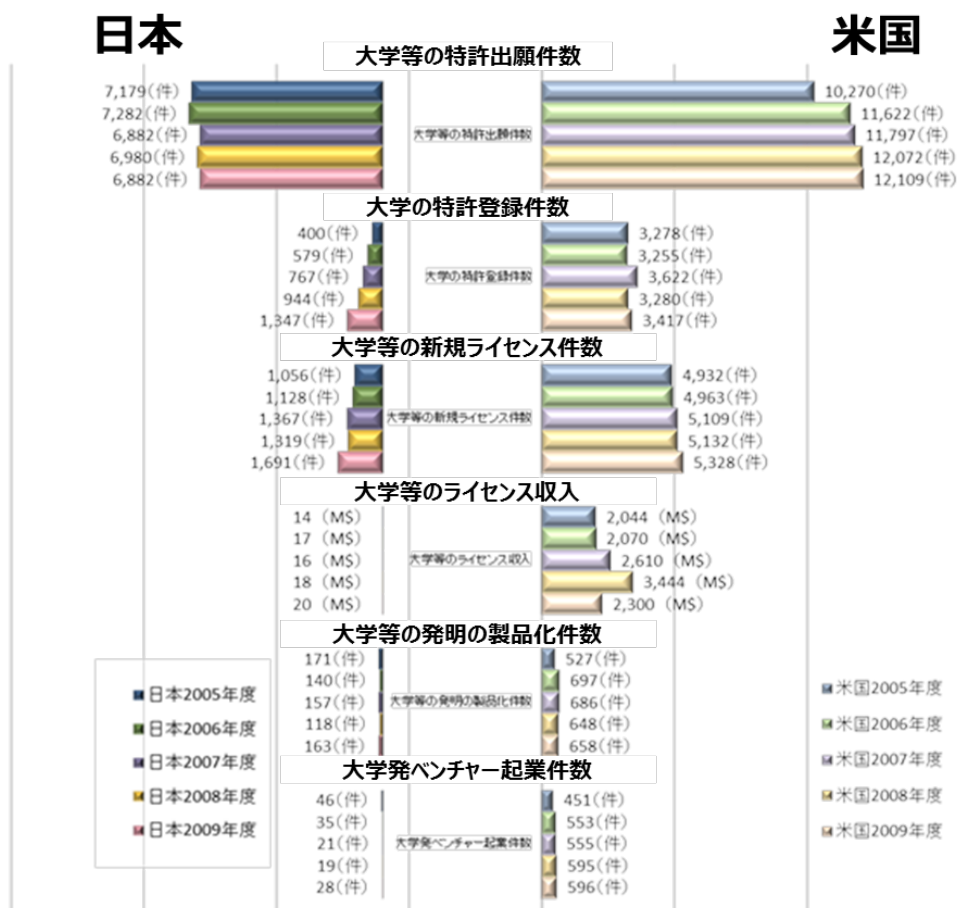


⁸ 出典：特許行政年次報告書2013年版、第52頁

⁹ 出典：文部科学省「平成24年度大学等における産学連携等実施状況について」第3頁

¹⁰ 出典：同上第14頁

¹¹ 出典：同上第13頁



12

《産学官連携の課題》

大学における研究開発の結果生まれた知的財産権については、その成果を社会に還元していくためにも戦略的な活用が望まれる。しかし現実には、防衛目的で知的財産権を取得する、あるいは、単独の知的財産権では活用が難しいといった理由で、知的財産権を死蔵・休眠状態としてしまうなど、有効活用されていない例が指摘されている。

特に企業と大学の共有に係る特許権の扱いについては、共有者の同意を得なければ第三者にライセンスできないことを前提とする現状の制度で適切という意見や、共有者同士の自由な契約によって定めることを前提とした方がよいという意見などがある。

地域の大学などにも優れた研究開発成果が存在している。中小・ベンチャー企業が積極的に大学などと連携することによって、大学などの知を更なるイノベーションにつなげるための取組が必要である。

産学官連携については、関係省庁における個別の取組のほか、科学技術イノベー

¹² 出典：文部科学省 経済産業省『大学知財本部・TLO の評価指標の検討について』

ション政策の司令塔機能を有する総合科学技術・イノベーション会議と、知的財産政策の司令塔機能を有する知的財産戦略本部が連携して、全体を俯瞰しながら取り組んでいくことが重要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、産学官連携機能の強化に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（公的研究機関（（独）産業技術総合研究所等）による知的財産権の有効活用）

- ・ 企業からの受託研究の成果を含め、研究を実施した公的研究機関（（独）産業技術総合研究所等）が知的財産権を所有し、企業に対して、事業化分野における排他的実施権を与える等のルールを策定し、知的財産権の有効活用を図る。（短期）（経済産業省）

（日本版バイ・ドール制度の運用等の見直し）

- ・ 国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点から、日本版バイ・ドール制度の運用など、国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントのあり方を検討し、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）

（知的財産権のパッケージ化による利用促進）

- ・ （独）科学技術振興機構により大学等に散在する知的財産権等を戦略的に集約し、単独の知的財産権では活用が難しいものについてはパッケージ化を進めること等により活用を促進する。（短期・中期）（文部科学省）

（改正研究開発力強化法に基づく出資業務の開始）

- ・ 改正研究開発力強化法に基づき、研究開発法人（（独）科学技術振興機構）による、法人の研究開発の成果を事業活動において活用する大学等発ベンチャーへの金銭出資及び自ら保有する知的財産権、設備等の現物出資業務を２０１４年度より新たに実施する。（短期・中期）（文部科学省）

（イノベーションスーパーブリッジの実施）

- ・ 文部科学省及び（独）科学技術振興機構が中心となって、大学発ベンチャーをより多く創出していく観点から、大学が持つ知財・研究成果等を市場の視点から産業界・社会が活用できる段階まで加工するとともに、プレベンチャー段階から強いチームビルディングに必要な仕組・制度等の構築や起業家精神を持つ

たイノベーション人財の育成等をパッケージ化し、一連の施策として実施することで、イノベーションの担い手たる大学発ベンチャー創出への橋渡し（イノベーションスーパーブリッジ）を実現する。（短期・中期）（文部科学省）

（知財ビジネスマッチング活動の支援）

- ・ 大企業・大学の技術でライセンス可能な知的財産権を中小・ベンチャー企業の商品化や事業化へと繋げるべく、地方自治体等と連携して、第三者による知的財産権の活用を促進する知財ビジネスマッチング活動を支援する。（短期・中期）（経済産業省）

（知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保）

- ・ 国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。（短期）（経済産業省）

（戦略的活用が見込まれる重要特許の外国出願支援）

- ・ 大学独自の戦略的活用が見込まれる重要特許については、引き続き、（独）科学技術振興機構により外国特許出願関連経費を支援する。（短期・中期）（文部科学省）

（リサーチ・アドミニストレーターの育成・定着等）

- ・ 研究開発等の企画立案や知的財産権の取得及び活用等に関し、専門的な知識及び能力を有するリサーチ・アドミニストレーターを育成・確保し、その定着及び質の向上を図る。（短期・中期）（文部科学省）

（産学連携機能評価の促進）

- ・ 大学・TLOなどの機関において、産学連携活動の評価指標を活用したPDCAサイクルの導入などの取組を促進するため、大学・TLOなどの評価結果の公表を促すとともに、産学連携活動の評価などに関するモデル拠点の創出を行う。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

（総合科学技術・イノベーション会議との連携）

- ・ イノベーションの創出を加速すべく、第5期科学技術基本計画策定等に向けて、総合科学技術・イノベーション会議と連携を図る。（短期）（内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省）

6. 政府が中心となった人財育成の場の整備

(1) 現状と課題

知的財産戦略本部においては、2012年1月に策定した「知財人財育成プラン」において、事業戦略的な知財マネジメント人財、すなわち、競争力強化のために国際標準や知的財産を戦略的に活用できる人財（知財マネジメント人財）や、世界を舞台に活躍できる知財人財（グローバル知財人財）の育成・確保のための施策を提言した。

さらに、昨年6月の知的財産政策ビジョンでは、上記の「知財人財育成プラン」を着実・骨太に実行するための具体的な方針を示した。世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に関する知見やノウハウを提供することが必要であり、これらの情報や知識等を包括的に提供することに適している政府機関が中心となって、民間セクターと連携しつつ、育成の場を整備することが適切であるとの提言を行った。

諸外国では、すでに、政府機関等が中心となって知財人財育成の取組を行っている。具体的には、下図に示すように、世界知的所有権機関（WIPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、韓国特許庁（KIPO）、中国国家知識産権局（SIPO）において知財経営向け研修が実施されている。例えば、欧州特許庁においては、ビジネスのための知財戦略、知財のポートフォリオ管理、あるいはライセンスによる技術活用というタイトルでの研修が実施されている。

【諸外国における知財人財育成プログラムの整備状況（平成25年度調査）】¹³

	世界知的所有権機関(WIPO)	米国特許商標庁(USPTO)	欧州特許庁(EPO)	韓国特許庁(KIPO)	中国国家知識産権局(SIPO)	【参考】日本特許庁
実施機関	WIPO Academy	(USPTO)	European Patent Academy (EPA)	International IP Training Institute (IITI)	China Intellectual Property Training Center (CIPTC)	National Center for IP Information & Training (INPI/T)
開始年	1998年	2005年	2004年	2005年	1997年	2004年
海外協力研修	Global Network on IP Academies	The Global IP Academy (GIPA)	Institutional Strengthening	International Program	International Cooperation	(APIC)
学生向け研修	Summer School Academic Institutions Program	—	Academia Unit	Invention Education	On-Job Postgraduate IP Training Program University Students IP Training Program	—
知財経営／知財管理	Academic Institutions Program	—	Business Unit	—	Enterprise IP Training Program	—
専門家向け研修	Professional Development	—	Professional Representatives Business Unit	IP Education for the Private Sector	IP Agent Practice Skill Training	調査業務実施者研修 研修エキスパート研修 知的財産活用研修等
遠隔研修（一般向け）	Distance Learning IP Panorama (E-learning)	USPTO Webinars IP E-learning Module	Recordings of Virtual Classrooms Video Modules	E-learning Programs	Distance Education	IP・eラーニング

このように、諸外国では政府が直接関与して積極的に知財人財育成に取り組んでいる。我が国においても、こうした諸外国の事例を参考としつつ、知財情報等の蓄積、第一線で活躍する講師の確保、人的及び民間の教育機関間のネットワーク構築といった点から、政府が主導的な役割を果たして知財人財の育成を行う場の整備を早急かつ着実に進めていくべきである。

なお、育成の対象となる人財については、検証・評価・企画委員会においては、企業の経営層に対する知財マネジメント教育の重要性が指摘された。また、中小・ベンチャー企業及び大学支援タスクフォースにおいても中小・ベンチャー企業等の経営層に対する知財マネジメントの啓発を強化すべきという指摘があった。さらに、営業秘密タスクフォースにおいても、営業秘密管理を含めた総合的な知的財産の保護・活用戦略が求められることが指摘されており、このような戦略を実行する立場にある経営層を念頭に置いた知財マネジメント教育の充実が望まれるところである。

また、検証・評価・企画委員会においては、グローバル知財人財の育成に当たり、英語によるプログラムの設置、また、国際標準的なプログラムの採用などが必要であるとの指摘や、国際標準活用人財の育成が必要であるとの指摘があった。

¹³出典：知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（第6回） 配付資料 資料3

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に関する知見やノウハウを包括的に提供できる場が必要であるとの認識の下、政府が中心となった人財育成の場の整備に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成するための場の整備）

- ・米国特許商標庁（U S P T O）などの取組についての調査結果を参考にしつつ、民間セクターや（独）工業所有権情報・研修館（I N P I T）と連携し、政府が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人財を育成する場を整備する。その一環として、企業の活動において知財が重要な役割を果たした事例を収集し、少人数グループ研修を行うなど、企業の経営者等を対象とした知財人財育成プログラムの整備に着手する。（短期・中期）（経済産業省）

（総合知財戦略構築支援を可能とする人財育成）

- ・ビジネスモデル検討段階から訴訟対応等の権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知的財産マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供できる場の整備により、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知的財産マネジメント構築を支援できる人財の育成を強化する。（短期・中期）（経済産業省）

（標準化に係る国際交渉を担う人財等の育成）

- ・現在わが国が90以上担っているI S O／I E C専門委員会の幹事国数を引き続き増やしていくために、国際幹事や議長を担える人財を世代を越えて育成する方策を官民協力して構築する。また、官民協力の下、管理職、営業職、初任者など各層を対象として国際標準活用人財の育成を図るためのプログラムについて検討する。（短期・中期）（経済産業省）（再掲）

（英語による知財教育プログラム）

- ・我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確保するべく、海外の学術・研究機関等と連携して英語による知財教育プログラムを開発し、この知財教育プログラムを着実に実行する体制を整備すべく検討し、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（経済産業省）

(国際化に対応できる弁理士・法曹人財育成の強化)

- ・我が国の知財法制の国際発信、海外知財情報の取得、国際的な知財ADR機関の整備などを視野に入れ、国際化に対応できる弁理士・法曹人財の育成を強化・促進する。(短期・中期) (経済産業省、法務省)

(司法の知財人財の育成支援)

- ・新興国等における知財エンフォースメントに関する法制度・運用整備を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するために、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、司法における知財人財の育成を支援する。(短期・中期) (法務省、経済産業省)

(水際取締りに係る人財育成)

- ・グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、水際取締りに係る人財育成を含む適切な支援を実施する。(短期・中期) (財務省、経済産業省)

(大学などにおける知的財産教育の推進)

- ・大学などの理系学部や法学部、芸術学部や経営学部といった将来の知財専門人財や知財創出人財・マネジメント人財を育成する学部・学科などにおいて、例えば知的財産に関する科目の必修化を採用する大学での取組などの事例を参考にしつつ、知的財産に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

1. 中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財活動支援

(1) 現状と課題

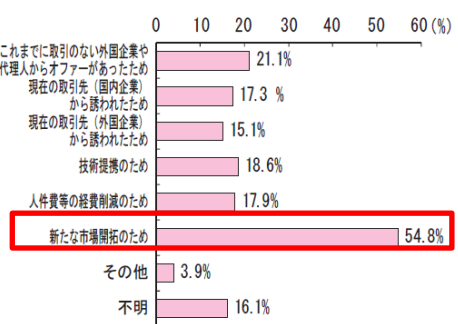
我が国の中小・ベンチャー企業は、革新的な技術の創造や地域経済と雇用の担い手として、長年にわたり我が国の産業競争力を支えてきた。近年、我が国市場の停滞、新興国市場の急速な拡大、そして激化するグローバルな企業間競争といった厳しい経営環境の中、多くの中小・ベンチャー企業は、更なる飛躍・発展を遂げるべく、ものづくりの現場で磨き抜かれた優れた技術力を武器に、新興国を中心に海外展開を加速している。

【輸出企業の数と割合の推移（中小製造業）】¹⁴



資料：経済産業省「工業統計表」再編加工
(注) 1. 従業者数4人以上の事業所単位の統計を、企業単位で再集計している。
2. 平成21年工業統計表によると、従業者数4人以上の製造事業所を保有する中小企業数は約21万企業である。

【海外展開のきっかけ】¹⁵



(資料) 平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業における外国出願に関するアンケート調査報告書」(特許庁、2013年3月)

一方で、海外企業との激しいグローバル競争に勝ち抜き、活力ある新興国市場を獲得するためには、その優れた技術力を知的財産として有効に活用し、自社の収益を最大化する知財マネジメントを事業戦略に織り込むことが重要である。

これまで中小・ベンチャー企業及び大学の海外展開支援体制としては、外国出願の助成、知的財産プロデューサー及び海外知的財産プロデューサーによる支援、在外公館やジェトロによる模倣品対策を始めとする知財活動支援など、海外展開を見据えた様々な支援策が講じられてきた。

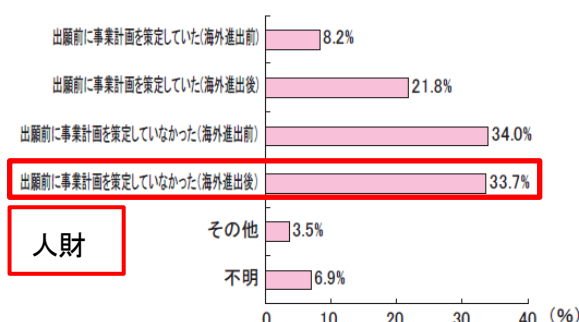
一方で、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会や同委員会の下に置かれた中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォースの議論を通じ、中小・ベンチャー企業にとって、適切な知的財産マネジメントを講じるのが困難である

¹⁴ 出典：中小企業白書（2012年版）第71頁

¹⁵ 出典：特許行政年次報告書2013年版、第58頁

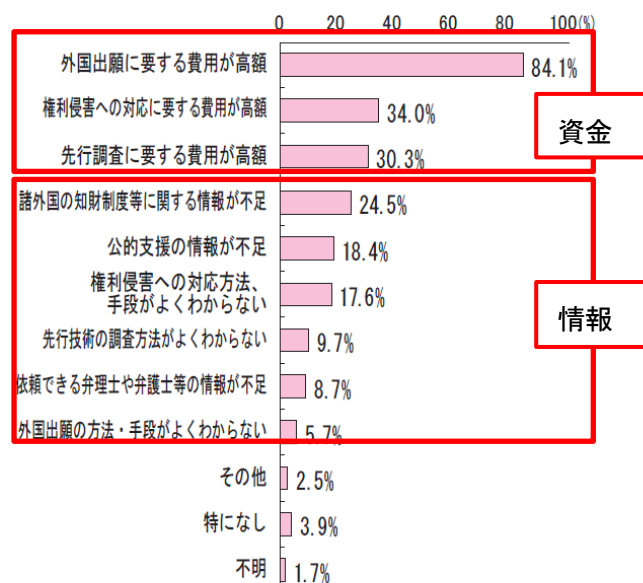
という課題が浮き彫りとなった。その理由としては、①経営層やこれを支える金融機関等における認識不足といった人財面の問題、②中小企業等にとっては、外国出願費用や訴訟等の権利侵害対応のための費用が高額であるといった資金面の問題、③公的支援に関する情報や相談すべき適切な専門家に関する情報の不足という情報面での問題、が指摘された。

【出願した技術等に関する事業計画策定の有無】¹⁶



(資料) 平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業における外国出願に関するアンケート調査報告書」(特許庁, 2013年3月)

【海外展開における課題】¹⁷



(資料) 平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業における外国出願に関するアンケート調査報告書」(特許庁, 2013年3月)

(2) 今後取り組むべき施策

以上のような現状と課題を踏まえ、中小・ベンチャー企業への知財面からの海外展開支援体制について、「人財」、「資金」、及び「情報及び関係機関の連携」の3つの観点から施策を講じていくことが必要である。また、こうした中小・ベンチャー企業向けの支援の取組は、大学に対しても有効に機能するものと考えられる。なお、タスクフォースでは、施策の検討に当たり、既に問題が起きている中小・ベンチャー企業に対する緊急的支援と、今後海外展開を図ろうとしている中小・ベンチャー企業に対する予防的支援という観点も必要であることに留意すべきとの指摘があった。すなわち、知的財産権は、所有権とは異なりその占有が困難な情報財であり、侵害のリスクが高い上に、一旦侵害が発生すると実質的な損害回復が困難であるという性質を有することから、「後手に回る」のではなく「先を見越した」支援が極めて重要となるというものである。

¹⁶ 出典：特許行政年次報告書2013年版、第58頁

¹⁷ 出典：同上第57頁

以上の考え方にに基づき、海外展開を図る中小・ベンチャー企業等への「人財」、「資金」、及び「情報及び関係機関の連携」に関する知的財産面の支援策を充実させるべく、関係府省において、以下の取組を推進することとする。

《秘匿化・標準化も視野に入れたビジネスモデル検討段階からの先を見越した支援》

(中小・ベンチャー企業に対する総合的支援体制の充実)

- ・ ビジネスモデル検討段階からの総合知財戦略構築支援の実現に向け、知財総合支援窓口の在り方について、窓口人財の育成も含めた抜本的な見直しを行う。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 企業におけるオープン・アンド・クローズ戦略や営業秘密管理など総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進が求められる中、主に中小企業を対象にこうした取組をワンストップで支援するため、オープン・アンド・クローズ戦略等を指導する人財を確保しつつ、相談業務や原本証明、セミナー開催等の広報・教育活動等を行う体制を構築する。相談体制の構築に当たり、全国の知財総合支援窓口と連携した体制や、捜査当局との連携を含め、営業秘密漏えいの疑義がある案件についての対応方法の相談を行える体制とする。以上のような体制の構築を目指し、できるところから2014年度内に順次開始していくとの方針で検討を進めていく。(短期・中期) (経済産業省) (再掲)
- ・ 優れた技術や製品を有しているが標準化活動の経験がない中小企業が、迅速かつ戦略的に国内外の標準化や認証獲得に取り組めるよう、情報提供、専門人財派遣、規格立案、国際交渉等に関するフルパッケージの中小企業支援制度を構築する。(短期) (経済産業省) (再掲)
- ・ 異業種の専門家で構成されたチームによる支援を可能とすべく、知財総合支援窓口と、弁理士会、弁護士会、金融機関、商工会・商工会議所、(独)中小企業基盤整備機構、大学技術移転協議会を始めとする関係機関との連携を強化する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 大企業・大学の技術でライセンス可能な知的財産権を中小・ベンチャー企業の商品化や事業化へと繋げるべく、地方自治体等と連携して、第三者による知的財産権の活用を促進する知財ビジネスマッチング活動を支援する。(短期・中期) (経済産業省) (再掲)
- ・ 技術情報の集積である特許情報について、我が国企業の研究開発投資の重点化や海外での円滑な事業活動など、中小・ベンチャー企業などのユーザーに資するよう「特許電子図書館」を刷新し、新たな知的財産権情報提供サービスを構築する。(短期・中期) (経済産業省)

(中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者のマインド向上のための取組)

- ・ 中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士・地方自治体の中小企業支援関係者といった人財に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度等の概要や実務上必要な諸制度等についての説明会等の拡大を図る。さらに、技術の目利きや知的財産の価値判断を促進すること等により、中小企業の知的財産について、経営者自身がその価値を再確認し、知的財産活動に積極的に取り組むための施策を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

(海外知的財産プロデューサー事業の体制強化)

- ・ 今後、中小・ベンチャー企業等による海外展開が一層進むことで、知財面での一気通貫の支援の重要性が増していくことに鑑み、必要に応じて国内のみならず海外現地まで付き添って支援するなど、海外知的財産プロデューサー事業体制の強化を図る。(短期・中期) (経済産業省)

(中小・ベンチャー企業等による知財活動の裾野拡大に向けた支援)

- ・ 優れた技術を有する中小・ベンチャー企業の知的財産に対する理解を深めるべく、中小・ベンチャー企業を直接訪問して相談を行う知財アドバイザー(企業OB等)派遣の拡大及び国の施策と地方公共団体の施策との連携の強化を図る。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 知財総合支援窓口において、中小企業・小規模事業者の相談にワンストップで対応する「よろず支援拠点」との連携に取り組み、知財支援の裾野拡大を図る。(短期) (経済産業省)
- ・ 公的機関の支援情報・支援施策(補助金・助成金など)の情報提供や、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する「ミラサポ」において、中小・ベンチャー企業向け知財関連情報の拡充を図るとともに、「ミラサポ」から知財関連ウェブサイトへのアクセス改善を図る。(短期) (経済産業省)

(海外知財情報の収集・分析・発信等の強化)

- ・ 海外展開に必要な知財関連情報を集積した新興国等知財情報データベースにおいて、新興国等における知財訴訟関連情報や知財リスク対応に係る情報を提供し、掲載情報の拡充を図るとともに、当該データベースの存在の周知とユーザー利便性の向上を進める。(短期) (経済産業省)
- ・ 事例の情報を提供した企業が不利益を被らないように情報の匿名化や一般化を施した上で、知的財産にまつわる成功事例のみならず、典型的な失敗事例を

収集し、その周知を図る。（短期）（経済産業省）

- ・ 既に海外展開している我が国企業や関係団体（国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）や海外現地の我が国企業による知的財産問題研究グループ（IPG）等）が有する知財保護等に関する情報を集約し、効果的な発信・共有を図る。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 海外での知財訴訟等の係争に巻き込まれるリスクを回避するための予防的支援及び係争が発生した際の緊急的支援の在り方を検証し、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）

《出願・権利化に関する支援》

（新興国との連携・協力の推進）

- ・ 新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人材育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣、審査結果・審査基準の発信強化など、意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメイドな連携・協力を進める。（短期・中期）（経済産業省）（再掲）

（審査・審判サービスの強化）

- ・ 地域における知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的ニーズを踏まえ、出張面接審査・地方面接審理・巡回審判やテレビ面接の活用、地域への審査官の短期・中長期の派遣など、地域の企業及び大学等に対する審査・審判サービスの強化を図る。（短期）（経済産業省）（再掲）

（弁理士会による取組の推進）

- ・ 日本弁理士会が行っている、中小企業向けセミナー、出願等支援制度などの中小企業支援事業の更なる拡充の取組や、減免制度や補助金制度に関する弁理士向けの研修の実施等を促す。（短期）（経済産業省）
- ・ 日本弁理士会による、中小・ベンチャー企業等の支援実績に基づく弁理士の検索を可能とする等の各弁理士に関する情報提供の取組や、会員処分実績の公表、特許事務所における情報管理の徹底を含む倫理研修の実施などの弁理士に対する信頼感の更なる向上に資する取組を促し、中小・ベンチャー企業等による適切な弁理士の活用を図る。（短期）（経済産業省）

（新たな減免制度の周知と料金制度の見直しの検討）

- ・ 中小・ベンチャー企業及び大学が権利を取得しやすくするため、特許に関する新たな減免制度を周知するとともに、中小・ベンチャー企業を中心に利用されている意匠・商標を含め、更にイノベーションの促進に資する効果的な料金制

度とすべく、見直しを検討し、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）

（ニーズを踏まえた資金的支援施策の強化）

- ・ ユーザーの利便性を向上すべく、手続の簡素化を含む外国出願の補助金制度等についての実施可能な取組を順次推進する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 中小・ベンチャー企業にとって費用負担が大きい先行技術文献等の調査支援について、ユーザーの使いやすさを追求した知的財産権情報提供サービスに加え、必要となる支援施策を講ずる。（短期）（経済産業省）
- ・ 大学独自の戦略的活用が見込まれる重要特許については、引き続き、（独）科学技術振興機構により外国特許出願関連経費を支援する。（短期・中期）（文部科学省）（再掲）

（出願手続の統一化及び簡素化）

- ・ 各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」及び「商標法に関するシンガポール条約」への加入を視野に入れ、特許及び商標の国内出願手続の見直しの検討を行うとともに、意匠制度の手続面の国際調和を目指し、各国知的財産庁等への働き掛けを行う。（短期・中期）（経済産業省、外務省）（再掲）

《海外知財問題の早期解決に向けた支援》

（（独）工業所有権情報・研修館の活用）

- ・ 市場としての重要性がますます高くなる新興国に関し、我が国の中小・ベンチャー企業等の権利取得や模倣品対策の海外現地での支援を強化することを目的に（独）工業所有権情報・研修館（I N P I T）を活用するなどの方策について検討を行う。（短期・中期）（経済産業省）

（専門家の海外派遣）

- ・ 各国知的財産法制に関する情報の調査、知的財産権に関する問題の集積・分析、運用改善の働き掛け、知的財産権の権利化及び保護支援、模倣品被害の実態把握、エンフォースメント支援、日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士・法曹有資格者・企業OBなどを海外に派遣し、現地大使館やジェトロなど関係機関と連携の上、在外における支援体制や取組の強化を図る。（短期・中期）（経済産業省、法務省、外務省）

【これまでの取組と今後取り組むべき施策の全体像】

●これまでの取組 ○今後取り組むべき施策	人財	資金	情報・関係機関の連携
秘匿化・標準化も視野に入れたビジネスモデル検討段階からの先を見越した支援	●知財総合支援窓口の機能強化 弁理士・弁理士との相談体制構築、営業秘密管理に関する相談 ○中小・ベンチャー企業に対する総合的支援体制の充実(窓口のワンストップ化) 知財総合支援窓口の在り方の抜本的見直し、営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備、標準化活動支援制度構築、窓口と関係機関との連携強化、知財ビジネスマッチング活動支援、「特許電子図書館」の整備 ○中小・ベンチャー企業等及び金融機関を含む支援者の知財マインド向上 事業視点の知財啓発に向けた説明会の拡大、経営者の積極的な知財活動の取り組み推進 ●知的財産プロデューサーの派遣 ○海外知的財産プロデューサー事業の体制強化 国内から海外現地までの一気通貫支援	●知財総合支援窓口の機能強化 弁理士・弁理士との相談体制構築、営業秘密管理に関する相談 ○中小・ベンチャー企業に対する総合的支援体制の充実(窓口のワンストップ化) 知財総合支援窓口の在り方の抜本的見直し、営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備、標準化活動支援制度構築、窓口と関係機関との連携強化、知財ビジネスマッチング活動支援、「特許電子図書館」の整備 ○中小・ベンチャー企業等及び金融機関を含む支援者の知財マインド向上 事業視点の知財啓発に向けた説明会の拡大、経営者の積極的な知財活動の取り組み推進 ●知的財産プロデューサーの派遣 ○海外知的財産プロデューサー事業の体制強化 国内から海外現地までの一気通貫支援	○知財活動の裾野拡大 知財アドバイザー派遣拡大、知財総合支援窓口と「よろず支援拠点」の連携、「ミラリス」における知財情報の拡充 ○海外知財情報の収集・分析・発信等の強化 新興国等知財情報データベース拡充、失敗事例の周知、IIPPFやIPG情報の発信、支援のあり方の検証
出願・権利化に関する支援	●新興国知財人財に対する研修 ○新興国との連携・協力の推進 新興国のニーズに合わせた審判・審査に関する連携・協力 ○審査・審判サービスの強化 地域への出張面接審査・審判や審査官派遣	○新たな減免制度の周知と料金制度の見直しの検討 意匠・商標を含めた料金制度の見直し ○出願手続の統一化・簡素化 「特許法条約」、「商標法に関するシンガポール条約」加入検討、意匠法条約の早期採択への取組 ○ニーズを踏まえた資金的支援施策強化 補助金制度の手続簡素化、先行技術文献等の調査支援、大学外国特許出願支援 ○弁理士会による取組の推進 中小企業支援の取組周知、制度改正に関する弁理士研修への協力、弁理士の活躍の場の拡大、弁理士に関する情報提供の充実	●技術動向調査の拡充と情報発信強化 ○海外知財情報の収集・分析・発信等の強化(再掲) 新興国等知財情報データベース拡充、失敗事例の周知、IIPPFやIPG情報の発信、支援のあり方の検証
海外知財問題の早期解決に向けた支援	●在外公館やジェトロによる知財活動支援(模倣品対策等) 知財法制調査、問題集積・分析、運用改善の働きかけ、知的財産権の権利化・保護支援、模倣品被害実態把握、エンフォースメント支援、日本ブランド推進関連支援 ○(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の活用 海外現地支援の強化 ●新興国知財人財に対する研修(再掲)	●在外公館やジェトロによる知財活動支援(模倣品対策等) 知財法制調査、問題集積・分析、運用改善の働きかけ、知的財産権の権利化・保護支援、模倣品被害実態把握、エンフォースメント支援、日本ブランド推進関連支援 ○専門家の海外派遣 ●侵害調査支援の拡充 調査費用助成、警告書作成、摘発等	○(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の活用(再掲) 海外現地支援の強化 ○海外知財情報の収集・分析・発信等の強化(再掲) 新興国等知財情報データベース拡充、失敗事例の周知、IIPPFやIPG情報の発信、支援のあり方の検証

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(1) 現状と課題

デジタル・ネットワークの発達に伴い、クラウドサービスや電子書籍、教育の情報化といった新たな産業の創出・拡大や文化の発展が期待されている。一方でこれらの新たな産業に対応した法制度やライセンス体制等の基盤整備は、いまだ十分とは言えない。

《コンテンツの流通促進に向けた環境整備について》

知的財産政策ビジョンにおいては、クラウドサービス等の新たな産業の創出や拡大を促進する観点から著作権制度等の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとされている。また、規制改革会議での検討を踏まえIT総合戦略本部が昨年（2013年）12月に策定した「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（以下、「集中アクションプラン」という）においても、クラウドにおける私的複製支援サービス等の提供を可能とするような著作権制度の在り方等について検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に2014年度なるべく早期に結論を出すこととされている。これらの指摘を受けて、文化庁では、著作権の権利制限規定の見直し等について文化審議会において検討を進めているところであるが、今後議論を一層加速化させ、早期に結論を得ることが求められる。また、クラウドサービス等を巡る検討に当たっては、上記の検討と併せて、コンテンツのクリエイター保護の観点から、適切な対価の還元についても検討していくことが必要である。

コンテンツの適正な権利保護を図りながらグローバルな流通を促進するためには、利用者が容易にコンテンツ情報にアクセスでき、かつ対価の徴収・分配を含めた権利処理が円滑に行われることが可能となるようなシステムの構築の検討も課題となる。

電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされるなどの海賊版被害の増加が問題となっていることに対応するため、本年4月に成立した著作権法の一部を改正する法律（一部を除き、施行期日は2015年1月）により、電子書籍に対応した出版権に係る規定が整備された。今後も、電子書籍市場の発展等のため、拡充された出版権制度の実効を図るための施策を着実に推進していく必要がある。

知的財産政策ビジョンにおいては、公的機関が保有する公共データを含め、ソーシャルメディアデータ、ウェブサイトデータ、マルチメディアデータ等に着目し、これらをコンテンツ産業の振興に効果的に活用することの必要性を指摘したところであるが、今後も関連施策を一層推進していくことが求められる。

《教育の情報化について》

教育の情報化については、本年4月、文部科学省と総務省からそれぞれ、実証研究・実証事業の成果についての報告書が公表されたところであり、今後は、これまでの取組を踏まえた具体的な課題の整理・検討が求められる。なお、デジタル教科書・教材については、集中アクションプランにおいて、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、本年度中に課題を整理し2016年度までに検討を行うこととされている。

さらに、近年、国際的に急速に広まりつつあるインターネットを通じた高等教育レベルの講義の配信（大規模公開オンライン講座（Massive Open Online Course）等）に関連した著作権制度上の課題の整理・検討も必要である。

なお、コンテンツの流通促進に向けた環境整備及び教育の情報化の取組に関しては、知的財産政策とIT政策との交差領域にあることから、知的財産戦略本部とIT総合戦略本部とが緊密に連携した上で施策を推進することが必要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の構築・整備）

- ・ 著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービスなどの新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度の出来る限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期）（文部科学省）
- ・ クリエーターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

(コンテンツ提供のプラットフォーム構築)

- ・日本コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を確保すべく、コンテンツを分野横断的に紹介するためのプラットフォーム構築に係る取組への支援等を実施するとともに、コンテンツに関するデータベースの構築や、国際的に共通化されたコンテンツの管理システムの導入に向けた民間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。(短期・中期) (経済産業省、総務省、文部科学省)

(電子書籍の本格的な普及促進)

- ・電子書籍に対応した著作権の整備に係る著作権法の改正を踏まえ、当該法改正の趣旨の周知、書籍の出版・電子配信に係る具体的な契約の在り方の検討及び関係者への周知、拡充された著作権制度の活用等による実効性のある模倣品・海賊版対策の実施に向けた支援など、必要な措置を講ずる。(短期) (文部科学省・経済産業省)

(公共データの二次利用の促進・ビッグデータビジネスの振興等)

- ・公的機関が保有する公共データに関して、ビジネスや教育を含む公共サービスにおける利用促進のための統一的なルールなどの基盤整備について検証を行いつつ、必要な措置を講じる。(短期) (内閣官房)
- ・情報通信技術の進展に伴って各事業分野において大量に生成されるユーザー情報、映像・音声、センサー情報といった、価値ある知的財産を生み出すビッグデータを経営資源として捉え、これを利活用した新ビジネス創出・高付加価値化を進めるため、プライバシー保護などと利活用のバランスに配慮したパーソナルデータの取扱いに係るルールなどの事業環境整備や、リスク低減を図りつつデータを利活用する社会基盤や技術などのデータの収集・蓄積・分析による多様な付加価値の創造に資する研究開発などに取り組む。(短期・中期) (内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

(教育の情報化の推進)

- ・全ての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究の成果等を踏まえつつ、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの標準モデルの確立を進めるとともに、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について本年度中に課題の整理を行い、2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期) (文部科学省、総務省)
- ・大規模公開オンライン講座等のインターネットを通じた教育や、上記に関する

検討と併せてデジタル教科書・教材に係る著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）

2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

(1) 現状と課題

デジタル・ネットワーク社会の進展により、博物館、美術館、図書館などの収蔵品に係る画像データや関連情報について、インターネットを通じて幅広く入手できるようになってきている。このような博物館等による文化資産の蓄積・活用を可能とするデジタルアーカイブの取組は、社会の知的インフラ構築に寄与するものであり、また、教育の現場や放送・出版等の経済活動の場における利活用も始まっている。

このようなデジタルアーカイブに係る取組は、欧米を始めとした諸外国においても積極的に推進されているところであり、海外に向けた文化等の情報発信のための有力な手段となっている。アーカイブを通じて海外への情報発信を推進していくことは、世界の文化の多様性・多元性を確保することで、各国・地域が有する固有の文化に対する理解を増進させ、ひいては新たな文化の構築に大きな役割を果たすものである。このような性質を有するアーカイブを充実させていくことは文化大国としての我が国の責務であるとともに、長い伝統と豊かな文化、そして幅広い分野の最先端技術を有する我が国が戦略的に取り組むにふさわしいものであると言えよう。さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えたクールジャパンの発信・日本ブランドの構築の取組ともあいまって、経済的な波及効果も期待できる。

すなわち、アーカイブには、①文化の保存、②社会的・経済的な利用、③情報インフラの構築といった多様な側面があり、これらを踏まえた上での戦略的な取組が求められる。

一方で、アーカイブに関しては、文化財、出版物、放送番組といった分野を中心にその整備が進んではいるものの、アーカイブ化後の利活用までを見据えた取組は十分とは言えない。知的財産戦略本部では、検証・評価・企画委員会における議論に加え、同委員会の下にアーカイブタスクフォースを設置し、集中的な議論を行い、その取りまとめの中で、以下の2つの課題の解決に向けた取組の必要性を指摘した。

《アーカイブの利活用の促進に係る課題》

デジタルアーカイブについては、情報の量的な拡大とともに、その利活用の取組を活性化させることにより、利用者ニーズが増大し、これが更にデジタルアーカイブの整備と利活用を喚起するといった、デジタルアーカイブの取組に関する

好循環を創出していくことが必要である。そのためには、実際の成功事例を参考にしつつ、例えば、利活用の対象分野についての優先順位付けを行うことや、提供可能な情報の充実、アーカイブ横断的な検索システムやポータルサイトの構築、各アーカイブ機関における窓口の整備、権利処理契約の円滑化など、利活用のボトルネックを解消し、情報を利用者に届きやすく、また、利用者が活用しやすくするなどの取組を加速化することが重要である。

《アーカイブの構築・拡充に向けた課題》

文化財、出版物、放送番組の分野では、アーカイブ機関等によりインターネットを通じて提供される情報の量が充実しつつあるが、こうしたアーカイブの更なる拡充を図っていくためには、アーカイブ構築を担う人財の確保・育成、アーカイブシステムを支える基盤技術の開発など、その運営に係る体制等の強化が不可欠となる。

また、メディア芸術の分野、特に、映画、ゲーム等の分野では、現物資料の収集を含めた文化資産としての保存・継承に関する取組が遅れていることから、インターネットを通じた作品等の提供によるデジタルアーカイブ化に関し、民間の関係機関との役割分担を踏まえつつ、必要となる予算の確保なども含め、国として講ずるべき支援策を早急に策定していくことが必要である。

なお、デジタルアーカイブ化に当たっては、その保存品質について、超高解像度化（4K、8K）の動向を踏まえつつ、各アーカイブ機関において、コンテンツの性質や費用対効果の観点から適切に取り組んでいくことが期待される。

欧米のみならず中国や韓国におけるデジタルアーカイブの取組に比べると日本は力強さに欠けるという指摘があることや、デジタルアーカイブを利用した情報発信の現状を踏まえると、上記の2つの課題に対応するため、必要な予算の確保を含め取組の強化が求められる。

（２）今後取り組むべき施策

上記のとおりタスクフォースで指摘された課題を踏まえ、以下に今後取り組むべき施策を提示することとする。

（アーカイブの戦略的利活用の推進）

- ・ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた日本への関心の高まりを踏まえ、アーカイブを通じた日本の文化情報の海外への発信の強化の取組

や、児童生徒一人一台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用など教育の情報化の本格展開が迫っていることを踏まえた教育分野でのアーカイブの利活用を促進する取組に関し、多言語化やユーザーコミュニティと連動したポータルサイトの整備などを促進する。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

（各種アーカイブの充実）

- ・ 文化創造や新たな産業の基盤となる知的インフラを構築するため、映画、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、書籍、文化財等の文化資産及びこれらの関連資料等のデジタルアーカイブ化等を、国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ促進する。（短期・中期）（文部科学省）
- ・ 我が国のアーカイブ関連施策の推進において、出版物等の分野で国立国会図書館が果たしてきた中核的な役割に鑑み、国立国会図書館による各種資料の収集の充実、デジタルアーカイブ化及び適切な利活用の促進等が、関係府省と連携しつつ、引き続き行なわれることを期待する。

（アーカイブの利活用促進のための環境整備等）

- ・ アーカイブの利活用促進のため、権利処理に係るデータベースの構築・整備、アーカイブの利活用に係る利用条件の明確化、利活用に係る相談・権利処理窓口機能の整備、利活用促進に資する実証的な取組などを促進する。（短期・中期）（総務省、文部科学省、経済産業省）

（アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直し）

- ・ 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手續の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化など裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。（短期・中期）（文部科学省）

- ・ （メディア芸術分野等における取組の加速化）メディア芸術分野のアーカイブ整備を進めるため、これまでに整備した作品情報や所蔵情報等の成果を踏まえ、アーカイブ充実に向けた今後の取組、映画フィルムやゲームといった資料滅失等が課題となっている分野に関する取組を加速化させる。映画フィルムについては、映像の超高解像度化の進展等を踏まえつつ保存の在り方を検討する。（短期・中期）（文部科学省）

（アーカイブに関する基盤技術の開発等）

- ・ アーカイブ間の連携を実現する分野横断的検索システム等のアーカイブを効果的に利用可能とする技術や、アーカイブの記録・保存に係る技術など、アーカイブを支える基盤的な技術の研究開発を促進する。また、各アーカイブ機関における、アーカイブ間連携に向けたデータの整備や他のウェブサイトやアプリ

等からアクセス可能にする外部向けインターフェースの共通化と公開等の取組促進のための環境整備等を進める。（短期・中期）（総務省、文部科学省、経済産業省）

（アーカイブ関連人財の育成等）

- ・アーカイブの構築を牽引する人財や利活用をサポートする人財などアーカイブを支える人財の育成等を支援する。（短期・中期）（文部科学省、総務省）

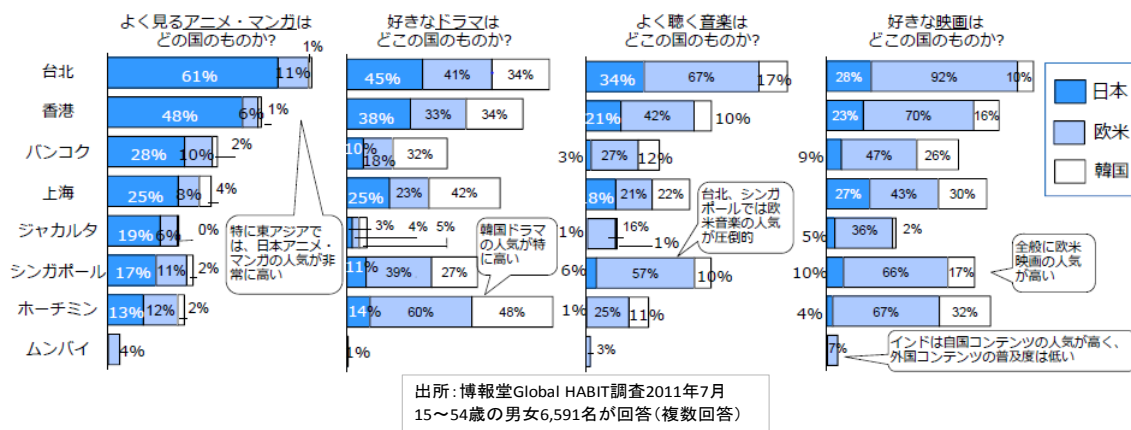
第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

1. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携

(1) 現状と課題

近年、海外における我が国のアニメ、映画、音楽、ゲーム等に対する関心が高まっており、こうした日本のコンテンツのブームは、他のコンテンツへの関心も呼び起こすだけでなく、日本語や日本文化、また日本製品に対する需要にもつながっている。2000年代から韓流ブームがアジア諸国に広がる中で、我が国のコンテンツは一時期低迷が続いていたが、近年は、新たにアニメやゲーム、ファッション等を誘因として、海外市場において日本コンテンツが再び関心の的となりつつある。しかしながら、我が国のコンテンツの海外収入額や輸出額は、我が国の輸出総額や国内のコンテンツ市場規模と比較してもまだ小さいのが現状であり、こうした流れを海外での売上拡大や周辺産業等への裾野の拡大等につなげていくことが求められている。

【海外主要都市における日本コンテンツの視聴実態】



【主なコンテンツの輸出額・海外収入額、我が国の輸出総額等との比較】

(単位：億円)

区分	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本映画の輸出額	64.3	66.2	70.8	56.3	65.6	57.6	53.0
家庭用ゲームソフト出荷額	3,629	5,600	7,230	5,061	4,115	2,930	2,042
アニメ制作会社の海外収入	312	263	248	153	172	160	144
放送局の海外収入	88.9	91.8	92.5	75.0	62.5	63.6	

我が国のコンテンツの海外収入総額
：4,536億円

国内コンテンツ市場に対する比率
：3.8%

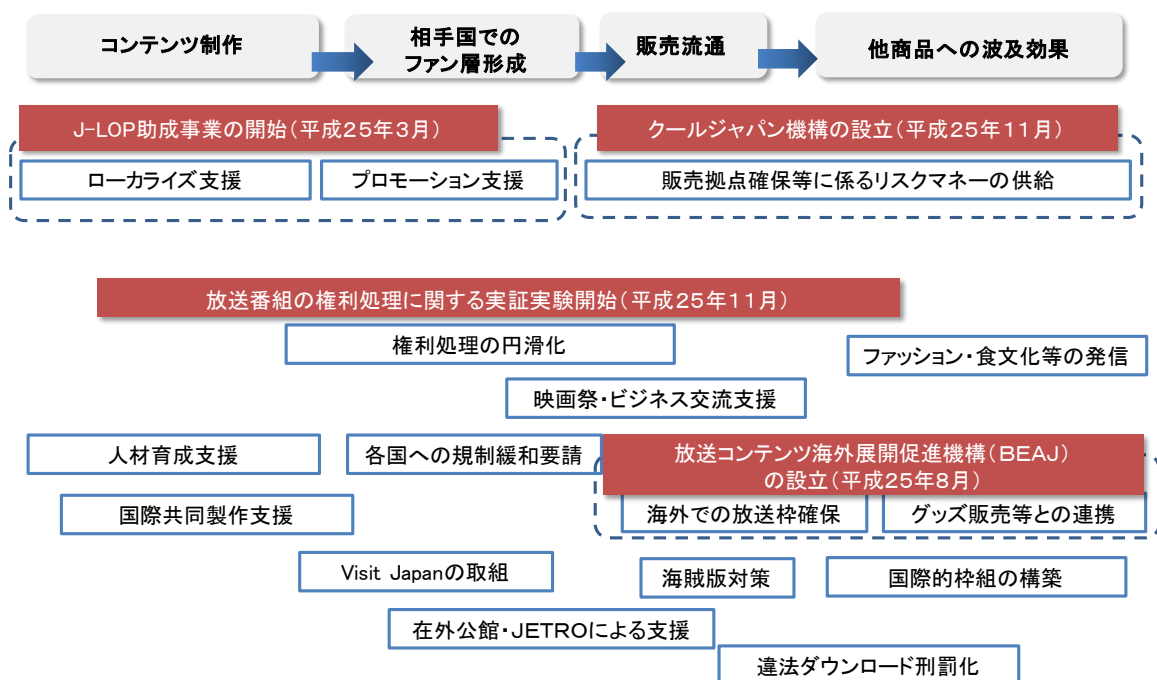
我が国の輸出総額に対する比率
：0.7%

※いずれも2012年の値、総務省、財務省調査、デジタルコンテンツ白書等のデータを元に推計。

出典：デジタルコンテンツ白書2013

こうした中、政府としてもコンテンツの海外展開促進に向けた抜本的な支援拡充を図っている。具体的には、海外にテレビ放送等の番組販売を行うに当たっては、著作権者や著作隣接権者（実演家・レコード製作者など）との間で権利許諾や収益分配に関する調整が不可欠となるが、2009年には映像実演の権利処理に係る業務を一元化すべく、関係団体の協力によりa R m a（映像コンテンツ権利処理機構）が設立された。また、2013年にはレコード原盤権の権利処理に関し、ホワイトリスト・データベースの整備及び暫定ルール策定による権利処理迅速化に係る実証実験が開始された。さらに、映画やテレビ番組等のコンテンツの海外販売において欠かせない字幕の付与等の現地化支援や現地でのプロモーションイベント実施等の現地売り込み支援として、J-L O Pによる支援事業が2012年度から開始されている。

【コンテンツ海外展開に向けた政府の支援制度】



もっとも、コンテンツ単独での海外輸出による実収益はまだ少なく、コンテンツの海外展開をビジネスベースで進めるためには、放送番組や映画等の放映によってファン層を形成し、こうしたファン層が、コンテンツだけでなくグッズや関連商品の購入を行う流れを作り出すことで、関連産業も含めた全体的な収益を上げられる構造を作り出すことが不可欠である。そのためには、政府によるリスクマネー供給の支援が必要となるところ、2013年11月にクールジャパン機構が設立され、今後、同機構の出資機能を通じ、例えば現地の放送枠を買い取り、

それをジャパンチャンネルとして使うなど、海外において日本のコンテンツを配信し、併せて関連商品を販売する事業等が進められることが期待される。

また、コンテンツ毎にターゲット層は異なり、それに伴いファン層拡大の波及効果も異なるため、より効果的な支援策を講じるためには、コンテンツ分野又は国・地域ごとの実情を踏まえた詳細な分析が必要である。従前は日本国内で一定の評価を得たコンテンツが、海外でファン層を獲得するという波及も多く見られたが、今後のコンテンツ産業の発展のためには、こうした経路での海外展開とは別に、新たに海外ファンのニーズを把握し特定国のファン層をターゲットとしたコンテンツ作りを行うことも必要である。特に、ネット情報やソーシャルネットワークサービス（SNS）を経由した情報伝播の急速な進展によって、日本国内で支持を得る前に、先に海外で支持を得ること、あるいは日本で「旬」となったコンテンツをほぼ同時に海外ファンも楽しみたいというニーズをどう満たすかが海外市場での成功の鍵となる。したがって、作品の制作段階から国内需要だけでなく海外のニーズも見極めることが必要であり、これは我が国のコンテンツ産業が、少子高齢化によって縮小していく国内市場への依存から脱却し、広く国際的市場の中で稼げる継続的な再生産プロセスを確立し、産業発展に繋げていくための対策と呼応するものと言える。

（２）今後取り組むべき施策

知的財産戦略本部では、こうしたコンテンツの海外展開の促進に向けた課題を検討するに当たり、積極的な海外展開及び国内誘致に取り組む代表的なコンテンツ分野として、音楽産業を取り上げることとし、検証・評価・企画委員会で議論するとともに、同委員会の下に「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース」を設置し集中的な議論を行った。以下に、同タスクフォースで提案された国際展開の各課題の解決に向けて、政府の支援策として実現が期待される事項を提示する。

＜海外におけるプロモーション・拠点構築に係る支援＞

- ・ 海外放送局での放送枠の確保に向けた支援
- ・ 海外でのプロモーション実施に係る支援の拡充
- ・ 海外現地拠点の構築に向けた支援
- ・ 総合的データベースの作成に向けた支援
- ・ 在外公館・ジェトロ等による現地での支援活動
- ・ 現地アーティスト等との共同公演を通じた文化交流の推進

＜海外市場の調査＞

- ・ 各国別の音楽市場の動向調査
- ・ 欧米・韓国勢の動向についての調査

<インバウンドとの連携>

- ・ 国内への来訪客誘致の加速化
- ・ ビジット・ジャパン施策との連携による海外でのPR活動
- ・ 国内での外国人旅行者の受入環境整備
- ・ 国内でのコンサート会場の確保
- ・ 総合的エンタテインメント施設の整備

<人財の育成>

- ・ アーティスト、マネージャー等の語学教育の支援
- ・ 海外展開を目指す若手アーティストへの発表機会の提供
- ・ 海外の著作権制度やビジネス事情等に関する大学と業界の間の連携促進

<海外での権利保護システムの改善と海賊版対策>

上記タスクフォースの議論については、引き続き政府及び業界が継続的な会合の場を設け対策のフォローアップを行うこととする。また、音楽産業における議論は、他のコンテンツ分野にも横展開されることが望ましい。

以上の現状と課題を踏まえ、コンテンツの海外展開の促進とインバウンドとの連携に関し、以下の取組を推進することとする。

(海外におけるローカライズ・プロモーション支援の拡充)

- ・ コンテンツ海外展開等促進事業（J-LOP）を通じて、テレビ番組、映画、音楽、アニメ等の日本のコンテンツの海外展開を促進するため、字幕や吹き替えの付与（ローカライズ）や、海外での見本市やイベント等での売り込み（プロモーション）に対する支援を引き続き実施する。また、利用者の意見を参考にしつつ、事業者間のマッチングや事業者に対するコンサルティング機能の強化等を図る。（短期・中期）（総務省、経済産業省）

(異分野のコンテンツに係る一体的な施策の推進)

- ・ 海外における日本のコンテンツと、ファッションや食文化、観光業等との連携によって、日本のブランド力を向上させるべく、海外の放送番組やネットワークの活用、海外でのイベント間の連携の確保、海外展開を行う企業への支援等を一体的に実施する。また、政府及び公的機関による支援策とも連携を図るべく、官民の関係者による意見交換や交流の機会を提供する。（短期・中期）（内閣官房、関係省庁）

(放送番組の海外展開の促進)

- ・ 2013年8月に官民連携の横断的組織として設立された「一般社団法人 放送コンテンツ海外展開促進機構」の機能も十分に活用しながら、我が国の放送コンテンツの海外における放映や配信等の促進に向け、必要な支援策を講じる。(短期・中期) (総務省、外務省)

(放送番組と他の産業の連携による海外展開)

- ・ 放送番組と他のコンテンツや周辺産業との連携によって、海外でのブランド作りに向けた相乗効果を得るべく、例えば、放送コンテンツ海外展開促進機構やクールジャパン機構等の関係機関の連携により、海外プロジェクトの実施、情報の共有、人的交流等を促進するほか、業界間の連携促進に向けた支援を行う。(短期・中期) (総務省、経済産業省)

(権利処理の円滑化による二次利用の促進)

- ・ 放送番組に係る権利処理の円滑化に向けた取組を一層強化すべく、映像コンテンツ権利処理機構 (a R m a) による一元的な権利処理に関して、権利使用料の徴収・分配に係るシステム化を行い、一元的な窓口としての機能強化を図る。(短期・中期) (総務省、文部科学省)

(当初から海外販売を想定した放送番組の権利処理)

- ・ 放送番組の海外展開に際して、当初から海外での販売を想定して権利処理を行うことの重要性に鑑み、海外展開が予定される特定の番組を対象として、実演家・レコード原盤権の権利処理に係る試行的な取組を行う。(短期・中期) (総務省)

(海外現地での官民一体となった市場調査やビジネス展開)

- ・ 日本コンテンツへの関心が高く市場として有望なアジア新興国において、現地でのニーズや外国勢の動向等についての情報収集を行った上で、情報発信や活動の効果を高めるべく、現地での拠点作りの取組を支援するとともに、引き続き在外での企業活動への支援を行う。(短期・中期) (内閣官房、関係省庁)

(海外展開に当たってのリスクマネーの供給)

- ・ 海外における日本コンテンツと他産業との連携により総合的な輸出拡大につなげるべく、クールジャパン機構によるリスクマネーの供給等の支援を引き続き実施する。(短期、中期) (経済産業省)

(海外での外国番組の規制等の撤廃)

- ・海外において、外国製の映画・放送番組・マンガ・アニメ等のコンテンツの輸入や国内放映に係る規制が存在することを踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、これらの規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう引き続き働き掛けを行う。(短期)(外務省、経済産業省、総務省、文部科学省)

(クリエイター、プロデューサー等の国際人財の育成)

- ・海外で通用するアーティスト、マネージャー、エンジニア等の育成に向け、民間での人財交流や語学学習、大学や専門学校等との連携促進を目指すほか、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成すべく、留学や海外研修の機会を提供するとともに、こうした人財を国内で登用するための取組を支援する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)(再掲)

(国際共同制作の推進)

- ・我が国のコンテンツの現地での受容を高めるため、海外への我が国のコンテンツの一方的な発信だけでなく、海外現地の文化やニーズに合わせた番組制作活動や現地の放送局等との国際共同制作など国際的な創造発信活動を支援する。
(短期)(経済産業省、文部科学省、総務省)

(国際見本市等の開催支援)

- ・海外のファンやバイヤー等に対する我が国のコンテンツの発信の機会を拡大すべく、東京国際映画祭やジャパン・コンテンツ・ショーケース(JCS)等の国内で開催する国際映画祭や国際見本市等の開催を支援する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、外務省)

(海外の権利処理団体の育成支援)

- ・海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(海外における正規版流通と一体となった模倣品・海賊版対策の推進)

- ・官民一体となった働き掛け等により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りを強化するとともに、正規コンテンツの流通促進のための取組を一体的に推進する。(短期)(関係省庁)
- ・侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害

発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(短期)(経済産業省、文部科学省、外務省)

※模倣品・海賊版対策に関する施策の詳細は後述。

(コンテンツ提供のプラットフォーム構築)

- ・日本コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を確保すべく、コンテンツを分野横断的に紹介するためのプラットフォーム構築に係る取組への支援等を実施するとともに、コンテンツに関するデータベースの構築や、国際的に共通化されたコンテンツの管理システムの導入に向けた民間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。(短期・中期)(経済産業省、総務省、文部科学省)(再掲)

(インバウンド施策との連携)

- ・海外からの日本コンテンツのファンの誘致、海外からのロケ撮影の誘致等を進めるべく、地域資源、ファッション、食文化等の発信や、ハラル対応を含めたビジット・ジャパン事業の推進など、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組に合わせ、必要な措置を講じる。(短期)(内閣官房、経済産業省、総務省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、外務省)

(地域を拠点としたコンテンツの創造と海外への発信)

- ・地域におけるコンテンツ関連産業の集積や我が国の伝統文化との融合、海外からのクリエイター等の招致等により、世界に通用するコンテンツを創造する開発拠点を整備し、海外に発信する自治体や民間での取組を支援する。(短期)(文部科学省、経済産業省)

(他のコンテンツ分野における戦略の策定)

- ・音楽産業の国際展開の促進に向けた取組を進めるとともに、他のコンテンツ分野においても、対象国や業種固有の事情を踏まえた国際展開の戦略の策定や業界内での連携等についての検討が進められるよう、必要に応じ支援を行う。(短期)(内閣官房、関係省庁)

2. 模倣品・海賊版対策

(1) 現状と課題

模倣品・海賊版による被害は依然として深刻な状況にあり、早期の侵害発見や初動の対策強化の重要性は論を待たない。国内外のコンテンツ侵害に関する広範な情報把握と迅速な意思決定などを実現するための連携強化を目的として、昨年12月、不正商品対策協議会（ACCA）とコンテンツ海外流通促進機構（CODA）が事務局拠点を統合した。また、著作権侵害発生国の取締機関職員向けのトレーニングセミナーや現地消費者向けの啓発イベントについて、侵害対策の対象国拡大に向けた取組が進められており、具体的には、昨年度、従前の中国に加え、初めてインドネシアを対象国として開催された。

本年4月に取りまとめられた検証・評価・企画委員会の音楽産業の国際展開に関するタスクフォース報告書でも、海外現地の権利管理団体の能力向上に向けた支援事業の一層の推進のため、海外での権利保護システムの改善とともに、海賊版対策の必要性が指摘されている。また、電子書籍に対応した出版権の整備に係る著作権法の改正により、マンガ等の出版物に関するインターネット上の海賊版対策の充実が図られたところであり、これを契機に、今後、官民が一層連携して、侵害サイトの効率的な削除や正規版コンテンツへの誘導といった課題に対して、戦略的・一体的な取組を強化していくことが期待される。

昨年7月に正式に参加した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉を始めとして、現在進められている日中韓自由貿易協定交渉や東アジア地域包括的経済連携協定交渉等の多国間協定交渉や、様々な国々との二国間経済連携協定交渉において、模倣品・海賊版対策を始めとして、知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保は重要な事項として取り扱われている。こうした交渉と並行して、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）の早期発効に向けても、各国への働き掛けを継続していく必要がある。

国内においても、模倣品・海賊版の被害は依然として一定規模で発生しており、水際措置を含めた国内の取締り強化を始めとして、施策の着実な実施が求められている。

模倣品・海賊版対策は、コンテンツの海外展開に関し、その促進と併せて車の両輪として取り組むべき施策であり、上記のような状況を踏まえ、積極的な施策を講じていくことが必要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、模倣品・海賊版対策に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（海外における正規版流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策の推進）

- ・ 模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働き掛けや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りを強化する。また、インターネット上での偽ブランド品や違法コンテンツの排除に向け、インターネットサービスプロバイダ（ＩＳＰ）と権利者等との連携による自主的な削除対応やセキュリティソフト等を通じた利用者への注意喚起など、民間での取組を促進するとともに、消費者等への被害の発生・拡大防止のための対策なども進めることにより、より効果的なエンフォースメントが実施されるよう必要な取組を行う。（短期）（外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、警察庁、財務省、農林水産省、消費者庁）
- ・ 海外のインターネットサイト運営者と国内のコンテンツ権利者との間の関係構築等を支援することにより、インターネット上の違法コンテンツ排除と正規版コンテンツの流通とを一体的に推進する。（短期）（経済産業省）
- ・ コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通の防止に向け、官民が連携し、侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動を支援する。（短期）（文部科学省）
- ・ 侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。（短期）（経済産業省、文部科学省、外務省）（再掲）

（海外の権利処理団体の育成支援）

- ・ 海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）（再掲）

（グローバルな模倣品・海賊版対策の強化）

- ・ グローバルな模倣品・海賊版対策の実効性を高めるべく、ＡＣＴＡ（偽造品の取引の防止に関する協定）に関し、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き参加を働き掛け協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど、各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進する。（短期）（外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省）

(通商関連協定の活用)

- ・ 自由貿易協定（F T A）／経済連携協定（E P A）などの二国間・多国間協定を通して、国際的な問題の解決・改善を図る。特に、T P P協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。（短期・中期）（外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省）

(国内取締り強化)

- ・ 模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携などを実施するとともに、国の登録を受けた食品・農林水産物の名称である地理的表示について、不正使用を行政が排除するなどの保護を講じる制度を導入する。また、ニセモノ購入を容認しない国民意識の更なる醸成に向けて、模倣品・海賊版に対する啓発活動を推進する。（短期）（財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁）

3. コンテンツ人財の育成

(1) 現状と課題

我が国のソフトパワーを強化し経済成長につなげていくためには、海外展開を視野に入れたコンテンツを製作することができる人財を育成することが重要である。知的財産政策ビジョンにおいては、クリエイターの裾野の拡大、若手クリエイターの育成及び国際的に通用するクリエイター・プロデューサーの育成に係る施策を打ち出した。

検証・評価・企画委員会に設置した音楽産業の国際展開に関するタスクフォースにおいても、本年4月の取りまとめの中で、音楽の国際展開を進めるためには、それを支える人財の育成・確保が不可欠であるとして、音楽業界内での自主的な人財育成の取組とともに、語学教育や大学等との連絡に係る政府支援の拡充や人財流動化に向けた環境整備を図っていくこと、国際展開を目指す若手アーティストへの発表の機会の提供することなど、グローバル人財の育成の取組に向けての具体的な提言が行われた。

また、同委員会に設置したアーカイブに関するタスクフォースにおいては、その取りまとめの中で、アーカイブの利活用促進のため、文化資料と情報技術の双方に知識を有する専門人財などのアーカイブ関連人財の育成及び確保が不可欠であると指摘された。

以上のような指摘を踏まえ、デジタル・ネットワーク社会の進展と調和した形で関連する制度の整備とともに、コンテンツやアーカイブを担う人財の育成のための総合的な環境整備を実施していくこととする。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、コンテンツ人財の育成に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

(クリエイター、プロデューサー等の国際人財の育成)

- ・海外で通用するアーティスト、マネージャー、エンジニア等の育成に向け、民間での人財交流や語学学習、大学や専門学校等との連携促進を目指すほか、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成すべく、留学や海外研修の機会を提供するとともに、こうした人財を国内で登用するための取組を支援

する。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）（再掲）

- ・専修学校、大学及び業界団体による産学連携コンソーシアムを活用したクリエイターの育成強化事業に関し、2013年度に行ったカリキュラム開発の結果を踏まえた実証実験を行うなど、民間における人財育成の取組が推進されるよう支援を行う。（短期・中期）（文部科学省）

（アーカイブに係る人財の育成）

- ・アーカイブの構築をけん引する人財や利活用をサポートする人財などアーカイブを支える人財の育成等を支援する。（短期・中期）（文部科学省）（再掲）

（若手クリエイターの育成・発表機会の提供）

- ・若手クリエイターの育成に向けて、ものづくりを含むコンテンツ制作現場で創造・発信活動を進めている若手を対象とした表彰制度や、作品制作及び発表機会を提供する。（短期）（文部科学省）

（コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化）

- ・コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善向上の重要性にもかんがみ、取引適正化のため、クリエイター等の携わる製作取引適正化に関するガイドラインの普及啓発を進める。（短期・中期）（公正取引委員会、総務省、経済産業省）